

平成29年 6 月定例会 総務委員会（付託）

平成29年 6 月26日（月）

〔委員会の概要 県民環境部関係〕

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時27分）

これより、県民環境部関係の審査を行います。

県民環境部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

○ 「とくしま記念オーケストラ」を活用した音楽事業について

（資料①②③，途中配付資料④）

田尾県民環境部長

それでは、この際1点、御報告をさせていただきます。

とくしま記念オーケストラを活用した音楽事業についてでございます。

お手元にお配りの資料1－1を御覧ください。

とくしま記念オーケストラの事業実施体制の見直しについて、御説明させていただきます。

枠で囲んだ中ですが、「見直しの方向性」といたしまして、2点掲げております。

まず、第1点目として、今回の事件の背景となった、楽団員の手配・管理・演奏料の支払の業務について、県としての自主性を発揮し、直接、県及び公益財団法人徳島県文化振興財団で業務を執行する体制といたします。

次に、第2点目として、東京でのリハーサル等、東京の業者でしかできない業務については、支出の透明性を図るため、県文化振興財団から直接発注する体制へと変更いたします。

具体的に下に図で示してございます。

左側がこれまでの、とくしま記念オーケストラの音楽業務に係る体制です。徳島県から県文化振興財団へ、更に元請事業者に、そしてアンサンブル・セシリアなど関係業者にとという流れでございました。

これを、右側の「これから」の図のように改めまして、これまで県で積み上げてきた演奏会に関するノウハウや経験、人脈を総動員し、今回、問題になったアンサンブル・セシリアが担っておりました、演奏家の手配・管理・演奏料の支払に至るまでを、直接、県で実施するとともに、演奏会に係る総合調整を県が担うことといたします。

また、東京リハーサル会場の選定や設営、楽譜の購入や調整、リハーサル当日の受付業務、演奏家が来県する際のアテンド業務など、東京の事業者でなければなかなかできないという業務については、新たな事業者を選定し、県文化振興財団と直接契約を締結し、支出の透明性を高めてまいります。

「これまで」の図の下の網掛けの所を、右側の「これから」の図では、徳島県、県文化振興財団、県外の東京の事業者、三つで分担をしていくということでございます。

資料1－2を御覧ください。

アンサンブル・セシリアの脱税容疑期間である、平成25年8月から平成28年7月の間に、同社に支払われた金額についてです。

まず、「1. 元請事業者からの聞き取り結果」を御覧ください。

事前委員会でも申し上げましたが、民間事業者間での取引でありましたので、どこまで我々のほうで調べることができるかというところを大変、気にしておりましたわけですが、我々独自で推計を進めてまいりましたところ、県内元請事業者から、今回の調査に協力したい旨の申出があり、元請事業者からアンサンブル・セシリアへ支払われた金額と、元請事業者から提出されている見積書の中から、支払われた費目を聞き取りました。

その結果、県内元請事業者からアンサンブル・セシリアへ支払われた金額は、県文化振興財団主催事業と市町村主催事業を併せて、約3億4,600万円ということでした。

また、見積書のうち、アンサンブル・セシリアに支払われた費目については、1の②でありますが、主なものとして、指揮者・楽団員・ソリスト等への謝金及び旅費、楽譜の借料及び制作料、楽器の運搬経費、東京リハーサル会場の使用料などということでした。

その下の「2. 『アンサンブル・セシリア』へ支払われた総額」を御覧ください。

この脱税容疑が掛けられている期間における演奏会については、県内元請事業者に委託されたもの以外に、特定業務共同企業体に委託した大規模な演奏会、これは、第九演奏会でございますが、この演奏会におけるアンサンブル・セシリアに支払われた額は、特定業務共同企業体の見積書から拾いますと、約2,200万円と推計できました。

このため、1の①の額に、この約2,200万円を加えると、アンサンブル・セシリアに支払われた総額は、2の枠の中に下線を引いて示しております、約3億6,800万円と見込まれているところでございます。

次に、支払われた総額のうち「3. 財団主催事業の内訳」ということで、総額は約3億6,800万円ですが、内訳について若干触れさせていただきます。

元請事業者及び特定業務共同企業体から県文化振興財団に提出された見積書を基に、元請事業者から聞き取りした対象経費について、アンサンブル・セシリアへ支払われた費目を抽出をいたしました。それぞれ積み上げによる試算をしましたところ、県文化振興財団主催の事業として、アンサンブル・セシリアに支払われた額は、枠の中のアンダーラインを引いた所、総額2億6,000万円と推計をしたところでございます。

2ページ目を御覧ください。

上欄は、対象期間における支払額を各年度別の一覧にしております。

1番左側が期間、左から2番目①が県文化振興財団の事業費、3番目②が県文化振興財団から元請事業者への支払額、4番目③が元請事業者からアンサンブル・セシリアへの支払額となっております。

また、右に割合と書いてある欄がございますが、右から2番目の欄は、県文化振興財団の事業費に占める元請事業者への支払額の割合、1番右の欄は、元請事業者の受注額に占

めるアンサンブル・セシリアへの支払額の割合を示しております。

この表の最下段には、合計額をそれぞれ記載してございます。

脱税容疑期間における県文化振興財団の事業費は、3億8,898万1,000円に対しまして、元請事業者を支払われた額は、右側の欄の3億3,795万3,000円で、このうちアンサンブル・セシリアに支払われた額は、アンダーラインを引いた所の2億6,011万円と推計をしているところでございます。

その右側の欄の二つ、87と書いてあるほうは、事業費のうち元請事業者を支払われた額の割合。そして1番右の欄に77、その下に（83）と書いてございますが、これが元請事業者からアンサンブル・セシリアに支払われたであろう額の割合ということでございます。

次に、（2）経費の内訳でございます。

これは、アンサンブル・セシリアに支払われた額について、年度ごとに、その経費内訳をお示しさせていただいております。

この表の最下段に合計額を記載しておりまして、アンサンブル・セシリアに支払われた2億6,011万円のうち、指揮者やソリスト、演奏者、コンサートマスターに演奏料として支払われた額は、右側の欄の9,496万8,000円。その右側の欄へいきまして、空路及び陸路で楽器を運んでいる楽器運搬費として支払われた額は、1,615万8,000円。その右側の欄、指揮者やソリスト、演奏者等の旅費、宿泊費として支払われた額は、6,357万9,000円。その他の欄でございますが、楽譜借料・楽器借料、楽譜制作、ステージマネージャー等の楽団スタッフ謝金、東京リハーサル会場の使用料として支払われた額は、8,540万5,000円と見込んでおります。

その下の「4. 参考」でございます。

（1）で、市町村主催事業の試算を行っております。

対象となる市町村から元請事業者への支払額を、聞き取り調査により確認をいたしました結果、波線のアンダーラインの所ですが、1億3,039万7,000円となっております。

この額に、先ほどの表の1番上欄の、県文化振興財団主催事業のうち、規模の大きな第九演奏会を除いた、元請事業者の受注額に占めるアンサンブル・セシリアへの支払割合、先ほど、括弧内の数字でアンダーラインを引いて83という所がございました、この83%を1億3,039万7,000円に掛けますと、アンダーラインで書いてある所でございますが、1億823万円となります。

この結果、アンサンブル・セシリアに支払われた総額は、県文化振興財団主催事業の約2億6,000万円と市町村事業の1億800万円を合わせ、約3億6,800万円となりますので、先ほどの「2. 『アンサンブル・セシリア』へ支払われた総額」約3億6,800万円と一致しますので、市町村主催事業分につきましては推計でしか出すことができませんでしたが、おおむね正しい支払額であろうかと確認をしたところでございます。

次に、3ページ目でございます。

これは、今ほど申し上げました、（1）財団主催事業の年度別内訳の計の欄、3億8,898万1,000円の事業費の演奏会ごとの内訳を拾ったところでございます。

当該脱税容疑のかかっておる期間につきましての合計は、1番下段の欄、3億8,898万1,000円。その横の欄、元請事業者には3億3,795万3,000円。うち、アンサンブル・セシリアには先ほど申しました2億6,000万円ほどが支払われており、その経費の内訳といた

しまして、演奏料が9,496万8,000円、楽器の運搬費等が1,615万8,000円、楽団員などの旅費等々が6,357万9,000円、その他、楽譜や楽器の借料などが8,540万5,000円というふうな内訳になっているところでございます。

続きまして、資料1－3を御覧ください。

とくしま記念オーケストラを活用した音楽事業の積算の検証をいたしました。

「1. 比較内容」とございますが、（1）は本県演奏会の実績を出してございます。

（2）は他県での、できれば同じぐらいの規模での、あるいは同じぐらいのクオリティと言いますか、質の演奏会の実施状況。

（3）は東京にある交響楽団が、仮に徳島県に来ていただいたときに幾らになりますかというようなところをお聞きして、なかなか教えていただけなかったのですが教えていただけた所は、全てここに記載をしております。

具体的に説明をさせていただきます。

今ほども申しましたが、調査に当たりましては、本県の演奏会と規模や演奏者の技術レベルを同じぐらいにするということで、在京のいわゆる一流と言われるオーケストラの80名程度のフルオーケストラによる演奏会を調査対象といたしました。

演奏会を開催している都道府県や市町村、文化振興財団をリストアップし、電話で聞き取り調査を行いました。先ほども申しましたとおり、多くの団体からは、契約の金額については守秘項目とされており、回答できない旨の回答を頂いたところですが、比較的、具体的な内容について教えていただけた3演奏会の状況を（2）の所に取りまとめてございます。

また同様に、在京のオーケストラの事務局にも、本県への出張演奏会に係る経費について聞きましたところ、具体的な内容等が分からないと、それはなかなか答えられませんというふうな答えがほとんどだったのですが、ある程度、具体的に金額を示していただいた楽団を⑦、⑧に記載しております。

なお、演奏会の開催に当たりましては、会場費や宣伝費、印刷代や記録資料の作成経費等も必要となりますが、こうした経費は、会場の規模や設備、周知案内の方法等により、大きく変動いたしますことから、今回の比較検証からは除外してございます。

それぞれの表の一番左側には、演奏会に通し番号を振りまして、その右側に演奏会名又は楽団名を記載しており、次に指揮料・ソリスト料等を含む演奏料の合計額、次に陸路・空路による楽器運搬費、次に指揮者・ソリスト・演奏者等の宿泊費を含めた旅費、次にその他、楽譜・楽器借料等として記載をしております。ここには、そのほかにステージマネージャー等の楽団スタッフの謝金、東京リハーサル会場の使用料等が入っており、一番右側が合計額でございます。

具体的に比較をしていきますと、一番上の表が、平成27年度に本県で開催した主な演奏会の経費を記載しております。中段の表は、他県で予定をされている演奏会の経費でございます。

個別に見ていきますと、①は第4回定期演奏会、楽団員数が80人ほどでございまして、このときの合計額が1,581万1,900円という実績になってございます。②のニューイヤーコンサートも、楽団員数は、ほぼ80人程度の78人でソリストの方が4人おったということで、合計額は1,896万6,380円でございます。③のクラシック入門コンサートのときは、

楽団員数がちょっと少なめで、1,077万300円というところでございます。

それと、他県での状況の④でございますが、今年度、中国地方で開かれる演奏会に東京の楽団が80人規模で行くらしいのですが、その合計が1,573万8,400円ということでございますので、例えば、①の第4回定期演奏会と楽団員数が同じでございますので、ほぼ徳島県で開催した場合も、中国地方で開催した場合も一緒ぐらいの経費が必要かなというふうなことで、いわゆる、本県で開催する場合は、指揮者や演奏家の旅費、宿泊費が要りますので、こういう額になっているのかなと。

それで、⑤、⑥ですが、⑤の例は、ごく東京近郊ということで、この場合は、楽器の運搬費とか旅費が要りませんから、楽団員数が100人でも1,026万円ぐらいでもできていると。

⑥は、やはり北関東ということで、旅費、楽器運搬費は、ほとんどかかっていないというふうなところから、80人規模であっても825万円ぐらいできていると、こういう状況でございます。

（3）の1番下の表ですが、在京の交響楽団に派遣依頼を行ったとしたら幾らかかるか、これはヒアリングで教えていただいたわけですが、本県の演奏会経費と比較しますと、単純に金額だけを見ますと派遣のほうが少し安い状況ではございますが、本県にゆかりの曲の演奏、楽譜の追加・修正、学生等との共演など、本県ならではの取組を行う場合には、楽譜・楽器借料等に含まれる経費の一部が必要になるほか、ソリストの方に演奏していただく場合、そのための人数や技術レベルに応じた支出が必要となりますので、そうした点も踏まえたと、結論といたしましては、本県の経費は妥当なところではないかというふうに考えております。

こうしたことから、演奏会経費につきましては、本県演奏会の実績、他県の演奏会実施例、在京交響楽団の派遣に要する金額と比較して、大きな相違は見受けられないのではないかとこのことを確認したところでございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

井川委員長

以上で報告は終わりました。

午食のため、休憩いたします。（11時51分）

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

樫本委員

午前中の理事者からの追加の説明について、ペーパーを出していただいて詳しく御報告を頂いたわけでございます。

前回、事前委員会をお願いをしておりました資料がほとんど出ておったと、こんなふう

に思います。また、部長から懇切丁寧な御説明を頂きました。

これから、更に議論を深めてまいりたいと思います。分からないことも何点かありますので順次お聞きをしてまいりたいと思います。

本会議の代表質問で、我が会派の嘉見会長のほうから、とくしま記念オーケストラの廃止も含めた見直しについての提案と言いますか質問、そして事業費の流れの透明化についての質問がございました。

私も前回の事前委員会で、この問題について様々な質問をさせていただきましたが、今日の頂いた資料の中で、まず資料の1－1でございますが、見直しの方向性について、2点挙げられております。これを踏まえて質問をいたしたいと思います。

最初に、東京でのリハーサル等、東京でしかできない業務は、東京の事業者をお願いするのだという説明がございました。そうした東京でしかできない業務とは、リハーサルがそれに当たるだろうと思うんですが、ほかにこういった業務があるのかお示しいただきたいと思います。

吉成文化創造室長

とくしま記念オーケストラにつきましては、常設のオーケストラとは異なりまして、演奏ホールでございますとか事務局を持っていないということでございまして、リハーサルを行う際には会場を借り上げたり手配をする必要がございます。

特に、地元徳島県でということではなくて東京でという形になりますと、そうした東京でのリハーサル会場を手配するといった業務が必要になってまいります。また、楽器ごとにいろいろ楽譜を作成するといったことも、いわゆる音楽監督の先生というのは東京に在住でございますので、そうした指示を受けまして、楽譜を調製するライブラリアンといった職種の技術的な専門の職を持った方がいらっしゃるわけですが、そうした方の業務というのも東京で必要になってまいります。

こうした事前の練習場所でありますとか、諸準備に関しまして、徳島県では行うことのできない業務を東京の事業者担っていただくという形で考えております。

樫本委員

東京にしかない、東京でのいわゆる業務というのは、どういう業者か。具体的に業者を選定されていると思うのですが、業社名を教えてください。

吉成文化創造室長

私どもも、アンサンブル・セシリアに関する事案が突然発生したことで、今回、東京での事業者ということで探していたところでございますけど、現時点では緊急的に元請事業者と一緒に仕事をしていた事業者などから、今適当と考えられる事業者を当たっているところでございまして、ただ、その交渉と平行して今回のような事案があってはならないということで、その事業者は、例えば納税証明を求めるとか、そうしたことも踏まえて業者選定に当たってまいりたいという形で考えております。

なお、今回見直しに当たりまして直接、県で演奏者の手配をすることになりますので、また直接県外の事業者とも契約を行います。より透明性は高まるものというふうに考えて

おります。よろしくお願いいたします。

樫本委員

緊急避難的に、今まで何らかの形でとくしま記念オーケストラの実施について一緒にやった業者をお願いしたいと。そしてその業者の納税証明を取って、ちゃんとこのようなことがないようにチェックをすると、こういうことなんですね、分かりました。

一番多くの県民が関心を持っていると思うのはやっぱり、このアンサンブル・セシリアの川岸美奈子氏へ流れた約3億6,800万円の部分についての、お金についての確認、透明性だろうと思うんです。今回の事案を起こしたアンサンブル・セシリアの川岸氏が代表を務める会社の実態について、最初、余り調査されていなかったと思うんです。その後、調査されたと思うんですが、どのような会社ですか。

吉成文化創造室長

アンサンブル・セシリアの企業についての御質問でございますが、法人登記簿も取りまして、この企業の状況につきまして確認をいたしております。

同社につきましては、東京都渋谷区に所在する有限会社でございます。平成2年9月11日に設立されている企業でございます。資本金は300万円ということで、また役員に関する事項といたしまして、会社と同じ住所に代表取締役として川岸美奈子氏が記載されておりました。また、もう一人取締役という方がいらっしゃいまして、この方は佐賀県佐賀市にいらっしゃる川岸〇〇氏という方が登記されておりました。

なお、事案が発生いたしましたしてから少し落ち着いてきたのかなということで先週、東京本部のほうから同地に同企業の訪問をいたしまして状況を確認いたしました。外から見れば、看板もなく、同社があるかないかというのは十分把握できませんでした。また、会社の所在のマンションの呼び鈴も鳴らしてみましたが、御不在という形であったということでございます。

樫本委員

今の説明によると、本人と多分、親族の方が役員に入った個人的な、極めて分かりやすい、どこにでもあるような企業ということが言えると思います。そういうことから、こういう脱税ということが起こってくるんですね。

やっぱり、多くの従業員を雇用しているということは、情報が外に出ますから不正はできません。おのずと抑止力が働きますから、普通の納税、いわゆる申告して納税することにつながっていくんですが、そしてまたこれは都市部では、事務所と住居が一緒になっているというのは、よくある企業の形ですね。正にそういうところがチェックできていなかったというのが大きな今回の汚点につながると、私はそのように思います。

今後は、きちっと先ほど申された納税証明、そして会社の実態なんかもしっかりと調査をされて、しっかりとした会社に業務を委託するというような方向にやっていただきたいと、このように思うわけでございます。

それから、先ほどの説明の中でアンサンブル・セシリアへの支払額は、3年間で総額3億6,800万円ということでした。資料1－2でございます。これだけ多くの金額がアンサ

ンブル・セシリアに支払われていたことに対して、県としてどのような認識を持たれているのかお伺いいたします。

吉成文化創造室長

アンサンブル・セシリアの脱税容疑期間に係ります、とくしま記念オーケストラの事業につきまして、まず御報告させていただきます。

公益財団法人徳島県文化振興財団の主催事業といたしまして、21回の演奏会と合奏合唱指導を行っております。またこの間、市町村主催事業といたしましては、11市町で18回の演奏会と合奏合唱指導が行われておりました。合計で約3億6,800万円ということで、大変大きな金額でございますが、どの事業につきましても既に無事完了し、演奏家の手配等に係る演奏料の支払も終えていると考えております。

樫本委員

アンサンブル・セシリアに対して、元請事業者から平均83%の支払があるわけですが、これは実質的に丸投げであると、こういうふうに皆さんには言われるんですが、県としての認識はどうなっておるのか。どんな認識をしておられるのか、お答えいただきたい。

吉成文化創造室長

元請事業者におきましては、演奏会の開催に向けまして事前の会場準備、また設営から当日の運営、記録の作成など、総合的に業務を行っておりますとともに、全体的な調整も行っております。

演奏家の手配部分につきまして、協力事業者の協力を得て、実施していたということでありますので、丸投げには当たらないというふうに考えております。

樫本委員

県文化振興財団から元請事業者に支払われた金額、そのうち83%がアンサンブル・セシリアに支払ってるんですね。17%が元請事業者のいわゆる利益であり、経費とこういうことになりますね。普通の業界では、こういうのはなかなか少ないんですが、業界の特殊性からいって幅広い受託をしてもらったんで、こういうことになったんだろうと思うんですが、普通はなかなかないことです。

それから、アンサンブル・セシリアに演奏家の手配で、業務協力を受けることに問題はないのか。また県、県文化振興財団、元請事業者の間の契約は随意契約であったわけですが、これに問題はないのか。

そして、県文化振興財団と元請事業者との契約書、これを議論の参考にしたいので頂きたいのですが、今皆さんに配っていただけませんか。これは、あるはずですよ。

井川委員長

小休いたします。（13時15分）

井川委員長

再開いたします。（13時17分）

樫本委員

そうしたら次なんですけど、新聞報道によりますとアンサンブル・セシリアは、1億3,000万円の利益を得たということになっているのですが、この利益率が非常に高いと思うのですが、これについての県の認識は、どんなふうに認識されてますか。

吉成文化創造室長

とくしま記念オーケストラの事業によりまして、ただいま申し上げました脱税容疑期間でアンサンブル・セシリアに支払われた額につきましては、約3億6,800万円ということでごさいます。今、委員から企業所得について1億3,000万円の新聞報道がなされているというところでございます。

同社においては、国税局の調査によって所得が確定されたということでもございまして、また帳簿も作成されていなかったということでごさいます。実態のほうは十分に分かりかねるところでごさいます。

樫本委員

記帳されていないから分からない。ずさんな会社ですから分からないのだろうけど、たくさん利益を出したから査察が入って、調査をしたんだと思うのですが、いずれにしろ、多くの利益を上げていたには違いないということは分かるわけですね。

次に、県がやった事業、そして市町村がやった事業がありますね。その中で、市町村の事業について、この川岸氏に業務委託していただくということの、いわゆる調整は県が主導でしたのではないかなと、僕は少し思って心配になるのですが、これはどんなんですか。どういう経緯で、どういう手順で、市町村の事業が行われたのか。この流れをちょっと説明してください。

吉成文化創造室長

まず、市町村への事業周知につきましては、前年度の市町村の文化担当課長が集まる会議におきまして、次年度へのコンサートの開催の希望調査みたいなものを取っておりまして、そうしたところからやってみたいという所がありましたら、こちらからもいろんな情報提供を行いまして、事業を実施しているところでございます。

市町村におきましては、住民の希望した曲、こんな曲もやってほしいとかいう希望もいろいろ受けながら、市町村の意向が反映された演奏会という形で開催しているところでごさいます。特に市町村におきましては、地元の学生さんとのコラボレーション、共演とかに非常に力を入れて、やっている所も非常に多くございます。

確かに、こうしたプロの演奏家の皆さんと地元の子供たちとの共演というのは、親御さんも非常に楽しみにされていますし、小学校でも非常に楽しみにされているのかなというふうに思います。

そうした中で、当然市町村におきましては、何年間に1回とかそういった形で演奏会が開かれるものですから、県におきまして、例えばこういうところで演奏会の開催につつま

して、アドバイス等をしてきたのは事実でございます。

また、平成28年度に海陽町で開かれたコンサートでも、地元では大変な好評を博しているところでございます。

檜本委員

まずは、こういう事業があるのでどうでしょうかということ由市町村に投げ掛けて、そして手を挙げていただいて、そして県が調整をすると、こういうことだろうと思うんです。そして、市町村へ県が相当調整をしないと、県でも川岸氏に多くの部分をお願いをして、調整をしていただかなくてはならないような事業ですから、市町村なら、なおもっとお願いをしないといかんというか、頼るところが多いと思うんです。

その中で、県の果たした役割というのは相当あったと思うんですが、これは決して市町村に対して、押し付けになってないですか。

吉成文化創造室長

市町村に対しまして、決して押し付けというふうな形では考えておりません。市町村には事業を説明する中で、自主的に手を挙げていただいたというふうに考えております。

檜本委員

市町村の自主性によって、県がお世話をしたと、調整をしていったと、そして事業の実施に運んだと、こういうことなんですね。

そうしたら、資料の1－2の2ページ、真ん中ほどに「演奏料、楽器運搬費、旅費、その他」とあって、その他の欄の合計は8,540万5,000円となっておりますが、その他の中身は、楽器の借り上げ料以外には、どんなものがあるのか。その下に「楽譜、楽器借料、楽譜制作、楽団スタッフ謝金、東京リハーサル会場の使用料等」とあるんですが、これだけですか。ほかに何かあるんですか。

吉成文化創造室長

その他に入ってる費目でございます。

まず、委員から御指摘ございました楽譜の借料であったり、楽譜の制作料、楽器の借料、それと楽団スタッフ謝金ということで大きく、くくっておりますが、ここには、演奏会の開催に当たりまして、会場の状況によりまして、会場に音が響きやすいように椅子を並べたり、ステージの開催にキュー出しを出したりというステージマネージャーとかステージのスタッフが含まれております。

また、先ほど申し上げました、楽譜の調達・管理、楽譜の編集などを行うライブラリアンというのも、東京で業務を行いまして徳島県にもいらっしゃって、いろんな演奏会の中で、楽譜をそれぞれの楽団員の方に、パート別にそれぞれ適した楽譜をお配りをしていただいたりしております。そういったライブラリアンの謝金というのも、この楽団スタッフ謝金に含まれております。

また、そのほかに謝金につきましては、それぞれ合唱、演奏会を行いましたら、パンフレットを作成しまして曲目それぞれに解説をしていただくわけでございますが、その曲

目解説を書いていただくような原稿料なども含まれているところがございます。

こうした費目につきましては、常設の楽団では、特別な演出を行うことがない限り、楽団の固定的な運営経費に含まれていると思われるようなものでございますが、それは確かに、年間数億円とかかるわけでございます。

本県の場合は、逆にそうした楽団の事務局がない代わりに、こうした演奏会によって、その他の経費が度々、演奏会に必要な経費がかかってくるというふうに思っております。

樫本委員

多額のその他の経費も、たくさん要するというのを今、具体的に事例をおっしゃっていただいて分かったんですが、そうしますと、資料1－3を見てください。

「（2）他県での演奏会の実施状況」の中の④、⑤、⑥は、実例で事例なんですけど、A県での演奏会開催は場所が中国地方、次のは東京近郊、次のは北関東と、こうあるんですが、これも徳島県と同じように、個別の単体の、いわゆる集合の楽団ですよね。これはそうでしょう、徳島県と同じやり方ではないんですか、なるほど。ここに楽譜・楽器借料等がないので、消して斜線を引いてあるので、地方ですするのに、ここの自治体では事務局を持っていて、その事務局は、楽譜の調製とか、この仕事をしたんですか。

吉成文化創造室長

今、資料1－3の「（2）他県での演奏会の実施状況」につきまして、御質問を頂きました。

ここにつきましては、いわゆる在京の楽団で各地方に行きまして演奏会を実施するといった形で、各地方の要望に基づいてコンサートを実施するといった形での分を、各県から聞き取りしまして、予算上、積み上げているものでございます。

ですので、各県ごとに事務局があるというわけではなくて、それぞれ在京の楽団から派遣するといった形で、どういった方をどういう形で派遣するといったことを、それぞれ事前に調整した中で値段が決まってくるものだというふうに認識をしております。

ですので、逆に楽譜の借料、いわゆる一回一回ごとに固定経費が必要な分というのは、それぞれの楽団のほうで負われてる分で、ここには出てきてないという形でございます。

樫本委員

そうしますと、この④、⑤、⑥の事例は、要するに指揮料やソリスト料や演奏料、この中に楽譜借料等、いわゆる事務所経費というのは含まれてるというふうに考えていいわけですか。

吉成文化創造室長

事務局経費ということでございますので、こうした演奏料ですとか楽器運搬料とか、そういうところに薄く乗っているんだと考えられます。

樫本委員

楽団員80人とか楽団員100人ぐらいを擁している楽団というのは、事務所経費は年間ど

のぐらにかかるもんなんですか、分かってたら教えてください。

吉成文化創造室長

手元に持ってないわけでございますけど、いわゆる事務局として、しっかりした体制も取っているのが、在京の事務局でございますので、年間数億円程度の経費がかかっているかというふうに思います。

また、事務局経費におきまして、例えばいろんな自治体から協賛金があったり、企業から支援金があったりという形で、事務局的には運営されてるというふうに認識しております。

樫本委員

次に、ここ数年で音楽事業の事業費が、非常にばく大に増えて、10倍以上に増えてきたわけなんですけど、これはどういう理由があって、これだけ増えてきたのか教えてください。

吉成文化創造室長

県では、これまで「音楽文化が息づくまちづくり」を推進するということで、様々な取組を行っているところでございます。

特に、漫然と進めるというのではなくて、それぞれ分野を定めて集中的に取り組むことで、それぞれの分野が飛躍的に伸びるということから、阿波藍でございますとか、阿波人形浄瑠璃、阿波おどり、また第九、これを4大モチーフに据えまして、特に音楽分野では、この、とくしま記念オーケストラ事業に力を入れてきたところでございます。

具体的には、大きく申し上げますと平成27年度から、ホップ・ステップ・ジャンプという形で、第九演奏会を開催しております。また平成28年度には、シネマオーケストラということで、映像と音楽の融合ということで新たな取組にも、様々なチャレンジをしているところでございます。

そうした経緯から、事業費も増加傾向にあるというふうなことでございます。

樫本委員

演奏会をホップ・ステップ・ジャンプで、徳島県民の音楽的なレベルを上げるために集中的に投資をしたということだと思んですが、それで、徳島県民の音楽鑑賞に対する関心というのは、演奏家にとって、また聞き手にとって、感じとして全国的なレベル、平均ぐらいまでいっていますか。

吉成文化創造室長

演奏会を開催するごとに、会場にはたくさんの方がお見えいただいております。定期演奏会におきましても1,000名を超える、また入門コンサート、これは初心者向けのコンサートとして開いております、無料で県民の方をお招きして、クラシックの分かりやすい音楽ということから初心者の方を招いて、演奏会を開催しておりますので、音楽分野の裾野というのは、間違いなく広がってきてるものというふうに思います。

また、観客につきましても、たくさんの方が来ていただいておりますので、クラシック音楽が好きな方というのは、どんどん増えてきてるというふうには思っております。

樫本委員

レベルの高い音楽を聴くことによって、演奏会の機会を増やすことによって、徳島県民の音楽に対する、いわゆる聴取力であるとか、いろんな関心とかが高まってきたということは、大きな成果だろうと思います。

そこで、この、とくしま記念オーケストラ事業の活動の意味、成果は、今のにつながると思うんですが、ほかに何か感じるものがあったら教えてください。

吉成文化創造室長

その成果といたしましては、もちろん県だけでは、これらの事業というのは進めていけるわけではございません。市町村にも協力いただきながら、県内の隅々で、演奏会が開催できております。

また、子供たちに向けまして、合唱合奏指導なども実施しておりまして、そうした演奏、また指導に触れる子供たちが多くなっていることも非常に成果だというふうに思っております。

また一番は、こうした地方において、なかなかプロの演奏というのを聴く機会が少ない中で、こういう一流の音楽を聴く、提供すると。その中にまた、徳島ゆかりの曲を入れていただくということで、より身近に徳島県でのオーケストラというのを、皆さんに感じていただけてるんじゃないかというふうに思っております。

樫本委員

演奏の機会を増やすことによって、県民の身近な存在になりつつあると、こういうことだろうと思います。また吉野川市でも、近くやっていただければと思います。どうぞまたよろしくお願いしたいんですが、大きな成果を出されることを期待をいたしております。

今回の事件が発生して、いろいろと検証をしてこられました。特に6月12日の事前委員会、そして20日の本会議でも多くの方が質問をされましたが、この質問の中で、今日までずっと検証してきました、今日もこういう資料も出していただきました。

この検証を踏まえて、今後、演奏会の積算について、どういう心構えで、どういう姿勢で行われるのか。今までの積算は、ずさんだったと思います。これに対して、どういうふうに具体的に進めていかれるのか、お聞きしたい。

吉成文化創造室長

まず、今回の検証を踏まえまして、次の演奏会にと、積算についてということでございます。

今回の検討におきましては、演奏会の予算の規模が適当であったかということで検証を行ったわけでございますが、今後、徳島県が主体的に関わりを持って、演奏家の手配、また演奏料の支払を行っていくわけでございます。

当然、演奏家の皆さん個々と誠意を持って交渉を進める中で、演奏の質を保ちつつ、合

理的な運営に努めていきたい。また、工夫をもって、演奏会のほうを開催したいというふうに思っております。

樫本委員

しっかりとした積算で積み上げていただいて、安くて、そしてより効果の大きい質のある、いわゆるレベルの質を下げないような演奏会を計画していただきたい。これは人ごとではなく自分のことのようにしてくださいね。丸投げみたいに専門家に任せきりでなしに、他県との比較もしっかりとして、そして妥当な線で事業をしっかりと進めていただけたらと思います。

そして、もう間もなく7月の演奏会があるということになって実施されるんですが、この状況をしっかりと検証して、9月議会で、またこの委員会で報告をしていただきたい。

あわせて、本会議で我が会の嘉見会長が発言いたしましたように、音楽事業に拠出される基金事業について、県予算の審議を念頭に、基金の事業計画を案の段階でしっかりと議会に示していただきたい、企画の段階からしっかりと示していただきたい。そして、透明性の確保をお願いをしたいと思います。

とくしま記念オーケストラに関し、事前委員会と本会議、そして今日こうして議論を進めているわけでございます。そして、理事者の皆さんも真摯に答弁をされておるわけでございます。本日の資料を含め、県の主な説明によりますと、県の自主性、事業の透明性を高めるよう、運営体制を改めてまいりたいと、こういうことでございます。

そしてまた、事業費としては、他県と比較して高くないように、大きな差異にならないように、相違がないようにしっかりと精査をしてまいると、こういう決意も聞かしていただきました。

先ほど、7月と2月の演奏会は何とかやりたいと、県民の期待も多いのでしっかりとやりたいと、こういうお話でございました。

事業の実施、次年の開催に向け、いろいろと検討し、改善しようとしている姿勢は、よく見えてまいりました。金額も他県と比較したら決して高くないと、先ほどもこれは重ねて申しますが、とにかく演奏会には1,500万円を超えるお金を要している、これも事実です。これは、県民の税金ですから、しっかりとこの高額の経費が生かされるような、県民が納得できるような演奏会にしていきたいと、こんなふうに考えるわけでございます。

今回の説明で、お金の流れについては、おおむね理解をいたしました。今後の演奏会を県民は、本当に注視していると思います、見る目は厳しいと思います。これにしっかりと県民の期待に応えていただきたいと思います。

そして、7月の演奏会の結果を必ず9月に、そしてまた基金については、12月議会で更に精査を加えて説明をしていただきたい、こんなふうに思う次第でございます。

中山委員

樫本委員のほうから、るる質問があったと思いますけど、まず再度確認したいのが、とくしま記念オーケストラの在り方について、冒頭で説明いただきました。

今回、7月と2月のあと2回公演なんですよ。

吉成文化創造室長

今、7月につきましては、定期演奏会が予定されております。それと市町村におきまして、先ほど樫本委員からお話がありましたように、吉野川市において、市町村のコンサートが予定されております。それと例年、この7月につきましては、先ほどちょっと申し上げました、初心者向けのクラシックのコンサートを実施しております、クラシック入門コンサートというのが予定されております。7月は、この3公演が今のところ予定されておるところでございます。

また、予定という形で申し上げますと、先ほどの資料の一覧にもございましたが、名西高等学校でのコンサートでありましたり、2月に第九演奏会が予定されておるところでございます、その他のコンサートは知事の発言を踏まえまして、11月の名西高等学校のコンサートなどにつきましては、今、検討が進められているところだというふうに思っております。

中山委員

本会議での知事の答弁、嘉見会長の質問の答弁で、2月の第九演奏会を集大成としたいというふうな旨の発言がありましたが、それで、とくしま記念オーケストラというのは解散するのでしょうか。

吉成文化創造室長

まずは、7月のコンサートを新しい体制でしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っています。その後につきましては、2月の第九演奏会が集大成となり得るように、私どもも取り組んでまいりたいと考えております。

井川委員長

先ほどの資料をお願いいたします。

小休いたします。（13時42分）

井川委員長

再開いたします。（13時44分）

樫本委員

今、委託契約書を配っていただきました。

第10条の委託料の支払と、第11条の再委託等について、ここの部分の説明をお願いしたいと思います。これが気になるわけです。これにきちっと適合して、この事業が実施されたのかどうかということを聞きたいです。

吉成文化創造室長

まず、今、お手元にお配りさせていただきましたのは、「クラシック音楽に親しむためのとくしま記念オーケストラ演奏会」の開催業務でございまして、資料の参考の表で見ま

したら、平成27年度の上から2番目に当たるものでございます。元請事業者の実績として1,243万1,000円という額が含まれている、この契約書でございます。

檜本委員から今、御質問のございました委託料の支払につきましては、請求を受領してから30日以内に委託料を支払うということでございまして、県文化振興財団と元請事業者の間では、この契約書に基づきまして、支払業務を終えているところでございます。

また、再委託につきましては、「乙は、甲の承認を得て、第1条の一部の業務を除き、委託業務の一部を第三者に再委託し、又は請け負わせることができる。」というふうな条項になっておりまして、今回、元請事業者のほうから、演奏会業務について下請を行ってありましたのも、ここの条項に抵触するものではないというふうに考えております。

檜本委員

これは要するに、原則禁止とされている一括再委託には当たりませんね。

違法性はないね、問題ないですか、教えてください。

吉成文化創造室長

一括再委託には当たらないというふうに考えております。

再委託も、委託業務を再委託し請け合わせることができるというふうな形で記載させていただいております。

檜本委員

分かりました、結構です。

中山委員

集大成して、その後は考えるということですね。

さっき説明いただいた、実施体制の見直しも含めて、とくしま記念オーケストラの在り方自体も考えていく、考え直す必要があるのではないかと思います。

ついでに聞きたいのですが、文化立県とくしま推進基金というのは、何年から積み立てているのでしょうか。

板東県民環境部次長

文化立県とくしま推進基金についての御質問でございます。

第1回目の国民文化祭は、平成19年度に開催したわけでございますが、その機運の盛り上がりを経続させるという趣旨で、文化立県とくしま推進会議というのを設置いたしました。その推進エンジンという形で、会議の中に基金を設置しまして、平成20年度に2億円ということで初めて造成させていただいております。

中山委員

事前委員会のときに、配っていただいた資料1によりますと、今の関係というか、県文化振興財団から元請事業者にいったのは、平成23年度からの説明資料を頂きました。

この前の関係というのは、発注状況はどうなってるのでしょうか、同じでしょうか。

吉成文化創造室長

とくしま記念オーケストラにつきましては、平成23年9月に設立されたものでございまして、今回、事前委員会でお示しさせていただいた資料につきましては、とくしま記念オーケストラに関する基金への流れという形で、お示しをさせていただいているところでございます。

中山委員

先ほど吉成室長から、「音楽文化が息づくまちづくり」というふうな趣旨で、大きなテーマで、こういう基金も全て、会議も元になっているのかなと思いますが、とくしま記念オーケストラが発足する前、その2億円の基金が平成20年度に積まれたということで、いろんな文化事業もあったと思うんですが、そのときには、例えば楽団を呼ぶとか、そういう事業はあったんでしょうか。

板東県民環境部次長

平成20年度におきましては、第九演奏会ということで、東京交響楽団と徳島交響楽団のコラボレーションの演奏会という形でやったようでございます。

あと、国民文化祭の動きが平成22年ぐらいから動き出しましたので、実行委員会のほうが絡んでる部分があるかと思いますが、ちょっと詳細は分かりかねます。

中山委員

そうしたら、例えば平成20年度の第九演奏会のときの東京交響楽団とのアレンジというのは、どなたがされたんでしょうか。

板東県民環境部次長

申し訳ございません、ちょっと詳細は分かりかねます。

中山委員

ちょっと調べていただいたら、そういうふうなノウハウは、恐らくお持ちなんですよ。いろいろな文化に携わって、いろいろな研究をされてるからには、やっぱりそういうふうなノウハウは多分お持ちだと思います。

公益財団法人日本交響楽振興財団は、御存じですか。

吉成文化創造室長

申し訳ございません、十分には存じ上げておりません。

中山委員

これは、公益財団法人であって、いろんな自治体がここにお願ひして、今回アンサンブル・セシリアがしたようなこと、また、株式会社Aがしているようなことをずっとやってくれているらしいんですね。しかもかなり安価で、いろんな演奏指導、また学生のための学

生によるコンサートとか、いろんなメニューをもって、例えば新日本フィルハーモニー交響楽団とか、NHK交響楽団とか、本当に知名な楽団を呼んできてくれて、いろんな事業を日本国内各地でやられておるらしいんです。

そんなのは、もう御承知のことだと思っていたんですけど、こういうのもあるし、例えば昨日、テレコメディア主催の「コバケンとその仲間たちオーケストラ」というのが、徳島文理大学むらさきホールでありました。

これに行かれた方は、いらっしゃいますか。いらっしゃらない。やはり、こういう問題が起きてるんだから、すぐそこであった、こういうふうなイベントというのは文化に対して非常に、これもボランティアで各地いろんな所で演奏して、これこそ、とくしま記念オーケストラと同じですよ。不特定多数の演奏家たちと、それを支えるスタッフから構成されている。しかも、知的障がいのある方々を招いて、生の演奏を聞いていただけるようなコンサートもされております。

私も昨日行って、新聞の報道にもありました、約1,300人の方が聞いていただいております。その中でも、バイオリニストの瀬崎明日香さんは、ローマからわざわざこのために来られて、ソプラノ歌手の生野やよいさんはドイツから来られておりました。また、日本フィルハーモニー交響楽団の首席トロンボーン奏者の藤原功次郎さんも参加されて、本当に感動を与えてくれました。それに加えて、長崎県から瑞宝太鼓の皆さんが太鼓とのコラボレーションをやっていただいたり、多種多様な音楽を取り入れて、すごく観客を楽しませていただきました。

その中で、瀬崎明日香さんがおっしゃったのは、徳島文理大学むらさきホールでやったんですけど、ここは本当に世界のオペラ座と比べて遜色ないと、まるで有名なオペラ座でコンサートをしてるぐらい自分で盛り上がってきて楽しい演奏ができた、そういうふうな立派なホールが徳島県にはあるんですね。

そういうふうなことで、三位一体という言葉が使われておりました。これは、作者、その楽曲をつくった人と、演奏者、指揮者を含めて演奏者と、観客が一体となった素晴らしいコンサートになったと。私は、その徳島文理大学むらさきホールも入れた四位一体で、素晴らしいコンサートでなかったかと思っております。ですから、お金をかけなくても、こういう情報を仕入れることによっていろんな、もっと県民の方々に楽しんでもいただけるコンサートが開かれるんですね。

今後、とくしま記念オーケストラもいいですけども、これからは、財政状況も厳しいんですから、こういうことを探して、もっと県民に理解のある、しかもまた感動を与えるようなコンサートをしていただきたい。

加えて、昨日の中では、吹奏楽部として城南高等学校の吹奏楽部、また徳島商業高等学校の吹奏楽部と一緒に、このオーケストラとして演奏されました。また、徳島文理大学音楽部の合唱部、城北高等学校の合唱部、徳島大学の合唱部、3校の合唱部の方が同じステージで演奏をされました。非常に大きな経験になると思うんです。

だから、そういうのが、やっぱり音楽の力がレベルアップすると思うんで、是非ともそういうふうな活動を通じて、徳島県の文化のボトムアップ、底上げをしていただきたいと思います。

板東県民環境部次長

貴重な御意見を頂いたところでございます。

我々といたしましても、今後の、とくしま記念オーケストラの在り方というものに関しましては、今後の文化行政を検討する中で、総合的に判断させていただきたいと思いますが、今年度、認めていただいている事業に関しましては、こういう状況の中でも全力で成功に導きたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

中山委員

是非とも、本当にこういう暗い空気を払拭するような、すばらしいコンサートができることを楽しみに期待しております。よろしくお願いします。

4月に、私と島田副委員長と岡田議員とで、ワールドマスタースゲームズの視察にオークランドに行っていました。今度の4年後は関西で開催されるんで、その参加している人たちの次の会場への意欲とか、会場設営、ボランティアスタッフを含めた運営状況とか、意見聴取をしているいろんなことを学んでいます。

その中で感じたことが、オークランドは英語圏で英語表示しかなかったんですね。本当に、ほかの表記がなくて英語オンリーというふうなところがあって、しかも、なかなか早口の英語なので理解がしにくかったと思います。

今度、4年後の関西というのは、アジアで初のワールドマスタースゲームズということで、英語だけではいけないと思うんですね。やっぱり、中国語とか韓国語というのも表記していかななくてはいけない。また、それに応じたスタッフ、ボランティアも含めて、養成していかななくてはいけないと思うんです。4年というのは、あっという間だと思うんです。この4年間で、そういうふうなスタッフを養成して集めるために、これからどういうふうな取組をするのか。

特に徳島県は、カヌーとゴルフ、ウエイトリフティング等が開催されることになっておりまして、たくさんの方が来ていただける。このオークランドは2万8,000人だったんですね。今度の関西では5万人、約倍にして、倍の人たちの誘客を狙っております。

その人たちが楽しく過ごしてもらうためには、言葉というのは必須だと思うんで、これからどういうふうに取り組まれるのか、お答え願いたいと思います。

原国際スポーツ大会室長

多言語の対応、ボランティアに関係するところでありますけれども、徳島県をはじめとしまして、関西ワールドマスタースゲームズ2021組織委員会においても、案内や大会運営が多言語でできるよう、ボランティアの養成については、十分、認識しているところでございます。

組織委員会の策定しております、第1次総合実施計画の中にも、多言語、手話など、専門ボランティアの確保などを明記しまして、準備を進めていくということにしております。

徳島県内では、日本政府観光局が行う外国人旅行者の処遇向上を図る善意通訳、グッドウィルガイドの一つであります徳島GGクラブで、クルーズ船の寄港時に通訳を実施するなどの実績がございますので、こういう団体や、会場となります市町との協力を得なが

ら、言語に応じた必要な人数を確保しながら取り組んでまいりたいと思っております。

中山委員

是非とも、本当に4年はあつという間なので、今からやってもちょっと遅いぐらいで、それだけの数のスタッフが必要になってくると思うんですね。いろんな多国語に堪能なスタッフの養成・育成というのを今からやって、皆さんに楽しんでもらえるような大会にしていきたいと思います。

それと、関西広域におきまして、ワールドマスタースゲームズが4年後に開催されるわけですが、やはり移動手段が非常に問題なんですね。オープニングセレモニーの会場が、京都とお聞きしているんです。京都で夜遅く、例えば9時半とか10時ぐらいまでオープニングセレモニーがあると思うんですが、それから移動して、例えば徳島県は、次の日にスケジュール的にどうか分かりませんが、サーフィンなんかは、ひょっとしたら海陽町で開催されるかもしれないということで、どうやって移動するのかなというふうなこともあります。

4年後は、平成33年になるんですかね。今、平成32年をめどに四国横断自動車道が整備されると聞いております。とりあえず津田までは整備されるというふうなことで、今回の本会議でも榎本議員が質問されていました。それから先のことは、平成32年に遅れることがないようにと、当初、平成31年に遅れることのないようにというのが、もう1年遅れてるわけですね。やはり、道がつながっていなくては、せっかく世界各地から来ていただけるのに、徳島県は移動手段が本当に不便だと思うんですね。しかも、カヌーの那賀町とか、今言ったサーフィンとか、南のほうで開催される。高速道路がつながったら、例え阿南であろうとも、大分速く移動ができるようになるんですね。

その道路の事情とか、あと事前委員会でも言いましたけども、民泊の状況。宿泊施設が大変少ない中、民泊も視野に入れていかなくてはいけないと思うんです。他部署との連携が非常に必要になってくるのではないかなと思います。

そういうふうなことを踏まえて、今後の取組をお答え願いたいと思います。

原国際スポーツ大会室長

2点ほど、御質問を頂きました。

1点目の移動手段についての関係でございますけども、ワールドマスタースゲームズの関西大会では、国内外から5万人の参加者を見込んでおりまして、公共交通機関や、レンタカー、マイカーなどによりまして会場への移動をすることが予定されております。

そのため、広域的移動につきましては、関西ワールドマスタースゲームズの組織委員会と連携いたしまして、その移動手段について検討しているところでございます。また、県内の移動に関しましては、国際スポーツ大会県内準備委員会や関係する市町と連携いたしまして、移動や移送について検討を始めたところでございます。

ワールドマスタースゲームズの国内競技の実施におきましては、移動経路となります道路の整備も重要なことでございますので、関係部局に着実な整備をお願いするとともに、新たな利用可能となった道路につきましては、参加者の皆さんに速やかに情報提供できる形を考えていけたらと思っております。

それともう1点、民泊についての御質問だったかと思います。

これにつきましては、まず各競技につきまして、現在、日程調整等を行っているところでありまして、そういう中、県内での宿泊が円滑に行われますよう、その競技開催時期につきまして、各競技間において調整を図りまして準備ができたらと思っております。

今、想定しております参加者が4,000人、それに、家族でありますとか、競技運営者、そしてまた、スタッフなどとなりますと相当な数になりますので、そういう点、十分に注意してやっていきたいと思えます。

そういう中、この6月に健全な民泊サービスの普及でありますとかを目的としまして、住宅宿泊事業法、民泊新法が成立したところでありますので、その他の簡易宿所、農林許可民宿、イベント民泊など、様々な宿泊についても、運営と同様に検討できたらと思っておりますので、そのように取り組んでまいりたいと思えます。

中山委員

是非、オー克蘭ドではフリーハイウェイなんですね。やはり、各地ばらばらで会場が離れておりましたけども、フリーハイウェイ、なおかつ、うまいこと考えてバスレーンというのがあるんですね。バスレーンが非常に厳しく整備されておまして、なかなか一般の車が通れないということで、たまたま、我々移動がバスだったので渋滞もなくストレスを感じることなく、短時間で予定時間よりも早く次の場所に移動することができました。

やはり、移動手段として公共交通機関というのがない地方におきましては、高速道路というのは必須でありますんで、是非、平成32年、平成33年に、これは5万人のうち何人来るか分かりませんが、ワールドマスターズゲームズに参加する人たちというのは、富裕層が多いんですね。しかも単独じゃない。家族で何人かで旅行を兼ねて来る方が多いので、これは徳島県の宣伝、交流人口を増やすためにも、関西ワールドマスターズゲームズというのは、非常に有効な事業だと思います。

ですから、せっかく来てくれた人たちがストレスなく、ああ来てよかった、もう1回来たいなというふうに思ってもらえるような徳島づくりを、後4年で完結していただきたいと強く要望したいと思います。

もう1点、先日、母子寡婦の総会に行つてまいりまして、今、子供の貧困について、マスコミでも大きく取り上げられているところではございます。一般家庭の子供がいる家庭の子供の貧困率というのが15.1%であるのに対して、ひとり親家庭の貧困率というのが54.6%になっておるんですね。

県のほうでもいろんな施策を取り入れてもらって、貧困率をなくすための努力をいただいております。また、ひとり親家族の自立促進のため、例えば経済支援のほか、就労支援等もしていただいておりますが、なかなか貧困率というのが下がることがないんですね。

だから、まだまだ、例えば親にはあるけど、子供自体にもいろんなことを支援していく必要があるのではないかと思います。今後、貧困率を解消する上において、何か新しい取組というのがあれば教えていただきたいと思います。

脇田こども未来応援室長

ひとり親家庭の、子供の支援についての御質問でございます。

先ほど、委員から子供の支援に対する何か取組が必要ではないかというようなお話でしたけれども、今年度、新たな取組といたしまして、ひとり親家庭の子供に対して、夏休み期間中に学習支援員、家庭教師を派遣いたしまして、家庭での子供の学習を支援いたします、ひとり親家庭等子どもの学習支援事業を実施することといたしております。

こちらの事業の対象は、児童扶養手当を受給しております、ひとり親家庭及び父母のいない児童を養育者が養育しております養育者家庭の小学生のお子さんと、希望される御家庭に対しまして、夏休み期間中に、各御家庭に、大体1回60分程度で計8回、学習支援員を派遣いたしまして、夏休みの宿題や苦手科目等を個別に指導いたしまして、早い時期からの家庭学習の習慣付けや基礎学力の向上を図ることを目的としております。

事業の実施につきましては、公募型のプロポーザル方式によりまして委託事業者を募集いたしまして、家庭教師の派遣で実績のあります株式会社トライグループに決定したところでございます。

現在、事業者におきまして準備を進めているところでございますけれども、今後、株式会社トライグループのほうで受付の申込窓口を設けておりまして、申込窓口は7月15日までの受付ということにしております。その後、派遣家庭を決定いたしまして、夏休み期間中の7月20日ぐらいから8月31日の期間に、学習支援員を派遣することといたしております。

仕事と子育てを一人で担って、家庭内での子供の教育が十分行き届きにくい、ひとり親家庭の子供さんに、こちらの学習を支援することによりまして、親御さんの負担軽減を図るとともに、子供さんの学力向上と健全育成につなげてまいりたいと思っております。

中山委員

塾に通いたくても通えない人、子供たちもいると聞いておりまして、今回の試みは、非常にいい試みではないかと思えます。

これは、もう夏休みまで、後1か月ない、切っておるわけですね。時間がないんですけれども、これをどうやって、ひとり親の人たちに広報するのかと、あと申し込めばみんなが派遣してもらえるのかどうか、教えてください。

脇田こども未来応援室長

ひとり親家庭等子どもの学習支援事業の広報のことについての御質問でございます。

まず、5月に県の母子寡婦福祉連合会がございまして、そのときに、こういう事業をやりますということをお集まりの皆様にご紹介させていただいたところではございます。

皆さん興味をお持ちのようで、いろいろと問合せもあるんですけれども、具体的な広報といたしましては、県のホームページに本日、この事業についての広報を載せさせていただきました。それから、明後日の水曜日の6月28日付けの新聞の県庁だよりのO U R徳島、こちらのほうに、この事業について掲載させていただくことになっております。

また、受託事業者であります株式会社トライグループのほうにおきましても、ホームページで広報するほか、募集のチラシを作成いたしまして、小学校や市町村の役場、県母子寡婦福祉連合会等に配布して周知を図る予定としております。

それから、県の母子寡婦福祉連合会では、ラインによる情報発信というのをしております。そちらを活用しまして広く登録しているお母さん方に周知してまいりたいと考えております。

それから、申し込んだら全員が受講できるのかというようなお話だったんですけども、今回、募集の人員が50名ということにさせていただいております。定員内であったら、皆さんできるんですけども、上回った場合には、ちょっと申し訳ないんですけども、抽選で50名まで決めさせていただくということになっております。

今回、初めての取組でありますので、一体どの程度の申込みがあるのかというのが予測するのが難しいんですけども、50名の枠がいっぱいに埋まるように周知を図ってまいりたいと考えております。

中山委員

先ほど脇田室長のほうから、県母子寡婦福祉連合会の大会のときに、一応こういうメニューがありますよというような広報はしたんですね。何か反応はありましたか。

脇田こども未来応援室長

担当のほうに、いつから募集しますかというような、お電話は時々かかってきたようなんですけども、事業者が決まりましたのが6月の中旬ですので、具体的に動き出したのが、そちらのほうからという時期になっておりますので、皆さん方には、少しお待たせするようになったと思います。

中山委員

先ほど言った、ラインは若い人たちが、みんな多く情報の伝達手段として使っているの、非常にいいことだと思います。本当にいい事業だと思いますので、もう50人と言わず、また来年以降も続けてほしいと思いますし、やはり使ってもらわなければ意味がないんですね。

OUR徳島に掲載するといっても、そんなに大きく掲載するわけじゃないし、ひとり親のお母さんたち、お父さんたちはとても忙しいので新聞を隅から隅まで見る暇も余りないのではないのかと思います。ですから、募集状況を見て、例えば県母子寡婦福祉連合会にもう1回周知をすとか、やはり、口伝えで広げていってもらって、せっかくすばらしい事業をしようとしているんですから、こういうことも多くの人たちに受けてもらいたい。

貧困の子供たちイコール学力レベルが低いというふうなことを言われている昨今でございますので、そういう学力低下が言われている中、やはり、その辺のところも解消する大きな事業の一つになるのかなと思いますんで、是非とも、できるだけ多くの方に参加してもらって、何年も続くような事業にさせていただきたいと要望して、終わります。

西沢委員

今の続きですけども、少子高齢化と言って久しいですね。特に私は、高齢化のほうは元気で長生きしていただければいいということで、高齢化よりも、今、日本が存続するかどうかというのは、子供の数によりますよね。少子のほうが大問題かと思っているんです。

でも、ずっと前から言われてるのに、全く解決がつかない。これは、何ででしょうか。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま、少子化についての御質問を頂戴しております。

以前から、少子化ということが取り上げられてはおりますけれども、なかなか実際に、効果のある施策がとれてないというような御指摘かと思っておりますけれども、県におきましては、結婚というか、出会いから子育て支援まで幅広く支援する環境を整えまして、できる限り多くの人に、子供を産み育てていただくというようなことで取組をしているところでございます。

ただ、実際のところ出生数というのは、若干、上下はいたしますけれども、減少傾向にあるということも事実でございますし、一人の女性が一生の間に出産する子供の数というのも、若干、減っているところでございますので、今後とも、そうしたことで徳島県で子育て環境を整えることによりまして、多くの方に産み育てていただいて、人口減少に歯止めをかけてまいりたいというふうに考えております。

西沢委員

本当に、皆さんも御承知のとおり、少子というのは、なかなか下げ止まらない。私が県会議員になった二十数年前から、この問題は私も分かってますけれども、子供の数がどこまできたら下げ止まるんだろうかというのを、二十数年前に思っていました。ところが、いつまでたっても下げ止まらずにゼロまでいったですね。これは本当に、すごい危機ですよ。

その中で、今までとってきた対策というのは、それぞれ頑張ってくれました。でも、本当に全力でやったのかなというのが感想です。全力でやるためには、みんなが一つのところにまとまってやらないかん。いろんな意味でパラパラやっていますよ。本当に、日本の存続がどうかという問題であるので、例えば、少子化問題対策の部とか、部に昇格するぐらいの危機的な問題だと私は思うんです、違いますか。そんな室とかの問題じゃないと思いますよ。いかがですか。

中川次世代育成・青少年課長

ただいま西沢委員から、県を上げて取り組むべきではないかという御質問でございます。

これにつきましては、人口を増やすという話で申し上げますと、社会増と自然増という発想がございます。社会増の大きな中心的な話で言いますと、移住を徳島県にしてもらいましょうというような取組も一方で行われておりまして、我々としては、自然増の部分で、多く産み育てていただきましょうというようなところで取り組んでいるところでおります。そういったところで、十分に連携を図りながら、社会増・自然増、総合的に増やせるような施策を展開してまいりたいと考えております。

西沢委員

何か答えてないね、大き過ぎて答えられないですね。でも、そのぐらいの問題だと私は

思います。全力でやらないかん。そうでないと日本が終わっちゃいますよという状態ですから、やはり部にするぐらいの力で頑張っていけないといかんと、私は思います。これは覚えておいてほしいなというふうに思います。そういう気持ちですんで、できたらそんなことも検討していったらいいと思います。

あと、とくしま記念オーケストラが、先ほどもいろいろ問題になってましたけども、私はこれで、この、とくしま記念オーケストラ事業とかが終わることは非常に残念です。文化の発展にも、こんなことがあってはならないと思います。ただ、逸脱しないように、要するにバランスをとって、その中で必要であればやるということは、当然だと私は思います。だから、今回のことは大いに反省するべきところは反省して、その中でできること、これから必要なことは一生懸命やっていくという姿勢は、やっぱり必要だと私は思います。答えは要りません。

それから、これは余り表に出てないっていうか大きい問題なんですけども、阿波おどり問題は知ってますよね。阿波おどりが今どうなるか、このままどうなるか。

井川委員長

小休いたします。（14時22分）

井川委員長

再開いたします。（14時23分）

西沢委員

阿波おどりは、いろんな部署にまたがってます。先ほどの委員会でも、いろんなところにまたがっているものは、どうするんですかという話をさせてもらったんだけど、阿波おどりも多面的にありますからね。経済効果もあるし、文化的な面もあるし、歴史的な問題もあるし、いろいろあります。結局、ここでもやってはいかん問題ではないです。

この阿波おどりがどうなるかというのは、やはり大問題なんで、もし仮になんかあったとして、この議会の中で何にも話さなかったとなると、そちらこそまた大問題と言われそうなんで、やはり問題は問題。分からないなら分からない。私もそれはどうなるか、本当にそうなのか、それは分かりません。

でも、問題提起がされた以上は、これは大きな問題すぎるので、やはりどう捉えとるべきかと、知ってますかと、先ほど聞いたんです。

板東県民環境部次長

文化担当部局ということでお答えさせていただきます。

我々といたしましては、あわ文化4大モチーフの一つということで、阿波おどりを位置付けて、歴史的背景も踏まえて文化振興に取り組んでいるところでございます。

それで、詳細については、ちょっと私も存じ上げていない次第なんですけれども、今後の8月の定期的な徳島市の阿波おどりが恒例となって、県外はもとより国際的にも非常に注目されているという部分がございますので、我々としては見守ることしかできませんけれども、無事、開催されるということを祈念しておるというところでございます。

西沢委員

それはそうです。もう徳島県民挙げて、県庁挙げて、徳島県挙げて、みんなが、この阿波おどりが存続するのは、もう絶対条件です。絶対、おかしくなつてはいかんという状態です。そういう、うわさなのか分かりません。でも、これをうわさだったとしても、そうじゃないんだと言うんだつたらないように、そうだったらそのように、やっぱりやっていくべきじゃないかと思います。

徳島県は、阿波おどりに幾ら出しているのかは、知っていますか。これは、文化担当部局的には知らないですか。これもうわさですが、700万円ぐらいという話がありましたけど、そうなんですか。4億円幾らの借金があるとかいう話が載っていましたので。

井川委員長

小休いたします。（14時26分）

井川委員長

再開いたします。（14時27分）

西沢委員

情報が何にも入ってないというのも、これは文化を取り扱ってるところでは、ちょっと問題がありますね。やはり、阿波おどりがどうのこうのということには、徳島県最大の文化ですから、やはり関心を持ってほしい。

本当は他部署が中心かも知れませんが、こういうことに対して、やはり徳島県も、ちゃんと阿波おどりをやってもらうためには、力を尽くさないといかんのじゃないかなと、そう思います。そういうことを他部署にも伝えて、徳島県としてできることは、やっぱりやっついていかないといかんのだと思います。そうでなかったら、仮に何かあったときには、対外的に言ったら徳島県が一番責められますよ。だから、やっぱりそのあたりは、県としてやるべきことはやってほしいと、そういうことを言っておきます。

それから、写楽です。これも、阿波おどりと一緒に、多岐にわたっているんですね。多岐にわたっていて、それがなかなか、まとまらないのか、一般質問でやってもまとまらない。一部署しか答えてくれないというふうな状況でしたので、やっぱり、こういう横の関連、広きにわたっているところは、一つのチームをつくって問題点をしっかり頑張ってもらいたいと思うんです。

この前、一般質問でもやらせていただきました。そんな中で、私なりには前向きな答弁だと思ってますけども、全体じゃないですから。やっぱり、県民環境部も含めて、写楽をもっと捉えてほしいと思いますけども、一番最初にかえって、写楽は、徳島県ゆかりの人間だとほとんどの方が言っております。

このことに対して、どのぐらいの割合で、徳島県としては写楽が徳島県ゆかりの人間だと思ってるのか。そして、それを利用するつもりはあるのかお伺いします。

板東県民環境部次長

写楽についての御質問を頂いております。

本県出身ではないかということでございますが、東洲斎写楽に関しましては、江戸の中期の浮世絵師ということで、その出自につきましては、現在、阿波藩蜂須賀家お抱えの能楽者、斎藤十郎兵衛であるという説が有力であると近年、言われておるところでございます。現在におきましては、いろいろ諸説がございまして確定ということには至っていないという認識でございます。現代においても、様々な角度から科学的知見に基づくなど判断されているということでございます。ただ、貴重な、世界的にも知名度の高い優れた画家であるということでございます。

徳島県の非常に有力なPRコンテンツにもなりうるということでございますので、関係部局と連携できる形で、文化としても協力してまいりたいと考えております。

西沢委員

徳島県は、県民柄、慎重なのは分かりますけども、慎重すぎても駄目だと。やはり、ものが大きいですから、世界の写楽ですから、今から世界の人間が日本に来ようというときには、そういう世界に通じるものが、やっぱり中心になっていったほうがいいんじゃないかなと思います。

県の横割りの中で、チームをつくってください。それは、ここだけでは決められないかも分かりませんが、その方向で検討していただけますか。

板東県民環境部次長

写楽を今後、どういうふうな活用をするかという部分につきましては、文化ということになりますと、やっぱりそれなりのバックボーンというか、根拠ということの上に立ったということが必要になってくると思われま。

ただ、観光とか、いろいろ様々な分野での活用方法については、今後、関係する部局にもお伝えする中で、関わる部分については関係していきたいと考えております。

西沢委員

本当に、一般質問でやったときに、私は、いろんな関係するところが総合で答えてくれると思ったんです。でも、そうじゃなかった。ではといって、委員会で言うと、委員会だけしか答えない。どこで、これをまとめたらいいんですか。まとめるとこないんです。だから、どっかがまとめてくれないかん。だから、この文化を中心にやってる部署にとってみたら、ここだけの問題でないのは分かりますけども、関連する横の県の部署を引っ張ってきて、一つのチームをつくって、本当にできることをみんなが相談してやってほしいと思うんです。

新たにお金を入れて、どんどん入れて、1億円、2億円、10億円、100億円を入れてやれという意味じゃなくて、例えば、今まであるいろんな催物の中で写楽を取り上げるとか、美術館の中でコーナーを設けて徳島県ゆかりの中で写楽の数点を取り上げるとか、大塚美術館に陶板をつくってもらって徳島駅とか空港のほうに展示してもらうとか、いろんなやり方があると思うんです。余りお金を使わんとやる方法もあると思うんです。その上にお金を使ってもらったら一番いいですけど。

そういうことで、横を広く、そしてその中でみんなが頑張ったら写楽が浮き上がってくるんじゃないかなと思うんです。だから、横のチームをつくってくださいと、その中で、みんなが協力して写楽を浮上させてください。いかがですか。

板東県民環境部次長

委員の御指摘を踏まえて、関係部局と相談させていただきたいと考えております。

山西委員

とくしま記念オーケストラについてお尋ねをいたします。

端的にお伺いしますが、今日、こういった資料をお配りいただきました。こういった、これまで県から県文化振興財団にいき、県文化振興財団から元請事業者、元請事業者から関係業者に発注するという、極めて複雑な仕組みでございますが、これを考えて実行したのは、いつからでしょうか。

吉成文化創造室長

県といたしましては、県文化振興財団と申します舞台技術に関する、非常にノウハウを持っているところでございますので、そうしたところにまず委託をして、その県文化振興財団から、更に舞台設営等ノウハウがある元請事業者に発注をして、更に元請事業者が演奏家の協力ということで、アンサンブル・セシリアに発注をしていたものというふうに考えております。

いつからかというのは、ちょっと分かりません。

山西委員

いつからかということが分からないということでございますが、こんな分かりにくい、複雑な基金でございまして、結果として振り返って、こういうお金の流れだということについては、どのようにお考えですか。

板東県民環境部次長

音楽事業に関する仕組みが、非常に複雑になっているということでございます。

まず、その基金の話もございますけれども、これまで各文化事業、あるいは音楽事業につきましては、それぞれ次年度の計画を予算編成過程を通じる中で、どういうふうな形で持っていくかということで総合的に判断する中で、この音楽事業の来年度の事業計画を決めていくわけでございます。

そういう中で、その財源の話もございまして、また一方、事業主体をどこにさせるかということがございます。それぞれメリット・デメリットを持っているわけでございまして、いかに文化的な効果を高めるかという中で、今現在は県文化振興財団が県内では一番ノウハウを持っているということで、そこが主になってやるという形になっております。

その中で、県と文化立県とくしま推進会議それぞれの特徴を持つ中で、県から有利な財源を入れる。そしてまた、その芸術性を高める部分とか、先駆性を高める部分については、文化立県とくしま推進会議の事業ですということ、総合的な事業展開をやるとい

うことで、今現在なっているということで考えております。

山西委員

そういう基金がこれまで運用されていたということについて、今振り返って、こういう金の流れはどうだと思えますか。

板東県民環境部次長

御指摘のように、今までは、文化立県とくしま推進基金に9億円を余るお金を頂いているということがございます。その中で、これまで文化活動全般に、我々としても団体・市町村の助成も含めて取り組んでまいりました。

それで、やっぱり今後、文化の力ということが、オリンピック・パラリンピックも含めてなんですけれども、地域活性化とかそういう意味で非常に大きな力を持っているということで、全国的にも、その活用策、あるいはインバウンドへの活用策というようなことが取り上げられているところでございます。

我々としては、そういう流れの中で全国に負けないぐらいの勢いでということで取り組んでまいったところでございます。非常に効果的に活用させていただいたというふうに認識しております。

山西委員

効果的に活用させていただいたという答弁でございます。そこで今日は、これまでのアンサンブル・セシリアに対して、いろいろなお金の流れ、あるいはその内訳というものが若干明らかになってまいったわけでございますが、今調べたと、この度こういう流れを急いで調べたということは、金の流れを知らないまま、これまで事業を執行していたという認識で私は考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

板東県民環境部次長

事業全体のスキームの中で、その財源構成というのは当然理解したというか、認識した上で事業執行しておりました。ただ、元請事業者から先の事業の金の流れという部分について、皆様が御指摘のように十分把握ができていなかったというのは事実でございまして、今回、調査をさせていただいたということでございます。

山西委員

元請事業者から先は、十分把握していなかったということでございますが、この点について、県の責任と言いますか、担当部、担当課としての責任をどのように考えていますか。

板東県民環境部次長

今回、こういう大きな事案に発展したということにつきまして、今回7月にもコンサートを控える状況の中で、こういう事態ということは、我々としては非常に残念で、こういう事態を招いたということで、今までできなかったのかということについても、

非常に大きく反省をしているところでございます。

山西委員

反省をしているということで、私は大変踏み込んで答弁を頂いたと思います。

ただ、本会議でも、これまで知事は一貫して徳島県が本質的な責任はないんだと、あくまでも県民に迷惑を掛けたということは責任があるというような答弁を繰り返してらっしゃいますけれども、先ほどのこういった金の不透明な流れとかを十分把握してなかったという点では、もうどうしても県の責任は免れないというふうに考えますが、このあたりどのようにお考えですか。

板東県民環境部次長

こういう事態を想定する中で、今後、事業について進めてまいりたいと考えております。

山西委員

この度、市町村もこのような事業をやらないかと働き掛けて、一部の市町村が手を挙げてきて、市町村と、このとくしま記念オーケストラ事業をこれまでやられてきたわけですが、市町村は当然、そのような金の流れだったりとか、どういう業者に委託してるんだとか、そういうところは余り深く承知をしないままではなかったかというふうに推測をされるわけですが。

この点について、いわゆる市町村に対して、県の責任はどのように考えてらっしゃいますか。

板東県民環境部次長

市町村事業に関しましては、先ほど室長のほうから御説明させていただいたように、とくしま記念オーケストラを活用する事業ということで、御紹介する中で、是非やってみたいということに関しては、財源構成も含めて、丁寧に説明する中で、また運営についてもできる限り、我々も協力する形でやらせていただいているところでございます。

それで、事業実施につきましては、いろいろ御批判はありますけれども、何とか好評のうちに終わっているというところでございます。

市町村につきましても、アンケートの中でも、非常に皆さん楽しんでいただけたというふうに認識しておりますので、不透明な部分で御迷惑を掛けているということではございませんけれども、事業については、市町村の方にも御納得いただけたものと考えております。

山西委員

御迷惑を掛けたということでございますが、私ちょっと釈然としないので、改めて再度、確認をさせていただきたい。

結局、先ほど申し上げましたように、この度、本質的に県の責任はないということを一貫して主張しておられます。県民に迷惑を掛けたという責任は認めてらっしゃいます。

私はでも、やっぱり政治は結果責任であり、行政は結果責任であると思ってます。こうなった以上、やはり県も本質的な責任は当然あるというふうに思いますが、部長の見解をお伺いしたいと思います。

田尾県民環境部長

やや繰り返しになるところもありますが、この事業につきまして、確かに市町村であったり、県主催であったり、いろんな事業をやっている中で、一方では聴衆、観客の方から御評価も頂きながら、しかし、一方で結果として、県民の皆様に御心配を掛けたり、あるいは疑念を持たれてしまったということにつきましては、我々大いに反省をしなければならないというふうに考えております。

山西委員

なかなか踏み込んだ御答弁を頂けないですけれども、ではもう一つ、報道や県庁の関係者によりますと、川岸氏は県庁の関係者ともトラブル等が絶えない状況であったやに伺っておりますし、決していい関係ではなかったというふうに私は承知をしております。

それでもやはり、この川岸氏にお願いをしてきた、それでもずっと任せてきたという理由は何かということが、やはり県民の皆様は知りたいと思います。なぜ引き続き、こうして川岸氏にお願いをしてきたのか、お伺いをしたいと思います。

板東県民環境部次長

川岸氏に関しましては、国民文化祭の開催決定に際しまして専門的なアドバイスということで、政策参与になっていただいたという事実がございます。その後、どういうふうな形で音楽事業に関わってきたということは、我々としては具体的には承知しておりません。

ただ、今回の事案で音楽事業の手配等について、引き続き関与していたということについて、これまでの間に何らかの対応ができなかったのかという部分については、先ほど申したとおりでございます。

山西委員

やはり私は、ここは元請事業者の株式会社Aから川岸氏、アンサンブル・セシリアに委託をしたということですから、これから、もう少し元請事業者である株式会社Aにも、川岸氏にお願いをなぜ、ずっとしていたのかというのは今後、聞き取り調査も含めてしていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

板東県民環境部次長

元請事業者に対する今後の調査ということと存じます。

事前委員会のときにも御説明させていただいたと思うんですけれども、今回の事案につきましては、下請業者のいわゆる申告していなかったということから発生した案件であると認識しております。

それで、元請事業者と県文化振興財団、県との関係で事業につきましては問題なく、今

のところ完了しておりますので、これ以上、踏み込んで調査する理由はないと考えております。

山西委員

これはやっぱり、しっかりと疑念を払拭するんだと知事は決意を込めて、この度のボーナスを返上したのであるならば、しっかりと県民の皆様方が、ここまで調べたんだったらもう十分だというぐらい徹底的に調べないと、県民の皆様方が、そんな軽々しく納得できるような状況にはならないと思います。それだけ大きな額が流れているというふうに思います。

私も、とくしま記念オーケストラ事業をやることを否定するつもりは、毛頭ございません。非常に素晴らしい事業であります。ただ、県民の皆様方からお預かりした税金が適正に流れ、適正に執行されていたのかいうところは、やはり県民の皆様方が疑念を抱かれている以上、徹底的な調査はすべきだと思います。

もう一度、お尋ねしますが、この件について改めて元請事業者に調査するつもりはあるかどうかお伺いします。

板東県民環境部次長

最初の報告をさせていただきましたように、まず今回、緊急避難的ではありますがけれども、直接できる限り、県が執行するという形でやらせていただきたいと思います。

そういうことによりまして、実際、経費がどれぐらいかかるのかということが、ある程度つかめてくると考えておりますので、それと、今お示しした額との比較ですとか、引き続き他県とか、そういうふうな団体、先ほど中山委員からも御紹介いただきましたけれども、そういう比較をする中で、実際の売上げがどうだったかという推測までできるかも分かりませんが、そういう検証も含めて、今後、詳細に調査をしたいと思います。

ただ、しかしながら、元請事業者についての部分については、商取引でいろいろ影響もあるということも懸念されるところでございますので、その辺は協力いただける範囲でということにはなるかと思えます。

山西委員

協力していただくというのが前提でございますので、もちろん、その上でということでございますので、是非前向きにお願いしたいと思います。

それから、この度の金の流れが大分、報告で明らかになってまいりましたけれども、恐らく、アンサンブル・セシリアと楽団員が、それぞれの契約の中で幾らでお願いできるかということで契約を結んでいたんだろーと思いますけれども、遡って、楽団員に対して引き続き、できる限りで結構でございますから、一人一人に幾らで契約をしたのかということまで、やはり追跡調査をするべきでないかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

板東県民環境部次長

まず最初に、現在の7月のとくしま記念オーケストラの演奏会に向けての作業状況でご

ございますが、先ほど東京の登録業者に協力を頂くという形で緊急避難的に、我々もこういう状況の中で、できる限りのことをほとんど不眠不休とは言いませんけれど、そんな状況でございます。

その中で、個人等、できる限り調整していくんですけれども、演奏家もアーティストでございますので、やはり優れた方をとめるためには、必要以上の部分というのは配慮すべきであろうというふうに考えております。その中で、どこまで情報が取れるかというふうになってこようかと思っておりますので、やっぱりその都度、お集まりいただいているという部分がありますので、一番恐ろしいのは、その演奏家が集まらなくなってしまうと実施自体が危ぶまれるというふうな状況でございます。

現に7月についても、我々も一生懸命やっておりますけれども、非常に不安を抱える中でのスタートをしてるということは御理解を頂きたいと思っております。

山西委員

このあたりで終わらせていただきますが、今日まで、いろいろ調査に努めていただきました。そして今日、明らかになった部分も大変多かったわけでございますが、ただ、今日で全ての疑念が払拭できたというふうには私は思っておりません。是非、引き続き、でき得だけの調査をしていただきたい。

そして、県民の皆様方が疑念に思われていること、不審に思っていること、一つ一つ丁寧にやはり説明をしていただいて解消していただきたい。

このすばらしい、とくしま記念オーケストラの事業を、これからも夢や希望を与えられるような事業を今年度もしていただきたいという思いも、持っていますから、是非、これからも引き続き調査をしっかりと進めていただいて、それぞれ結果が出次第、適宜、委員会等に報告をしていただきたいということをお願いして、私からの質問を終わります。

山田委員

私のほうからも集中的に、とくしま記念オーケストラ問題について聞きたいと思います。

実は、議会の開会以降の知事の発言をここにずっとまとめました。文化行政全般について県民からおかしいと指摘される点があれば、真摯に見直しを行っていくと。説明責任については県民の疑念や不安にしっかり答えると。こういう視点で、知事が発言しています。

今日、知事は出ておりませんが、後でまた言いますが、皆さんはこの知事の説明責任というふうな立場でしっかり答弁をお願いしたいということをまず言って、質問に入ります。

まず、事業費全体でいうたら、アンサンブル・セシリアに流れたのは67%。元請事業者からは今日出ました資料で77%。これがアンサンブル・セシリアに流れとる。この現状について、これは異常やという認識はお持ちなんですか。県の文化行政の上からも、これは別に脱税したんが悪いけん文化行政をゆがめるものではないというふうな認識なんですか。

吉成文化創造室長

ただいま、県文化振興財団の主催事業としてアンサンブル・セシリアに流れたお金、約2億6,000万円のお話かと思います。

アンサンブル・セシリアにおきましては、演奏家の手配に係る業務を行っていたというところでございまして、大変、大きな額であるとは考えておりますが、いわゆる演奏者への謝礼がここに含まれてたということで、演奏会開催に当たっては必要な経費であったというふうに考えております。

山田委員

別に問題ないという、驚くべき発言ですよ。県民の皆さんと、今の吉成室長の発言には、大きなかい離があります。そこでもう一つ、角度を変えて聞きます。

では、市町村とか文化団体への支援のほうは、一体どういうふうな状況になっているのか。確か、平成28年度当初は予算ベースで2,000万円、通年1,300万円ぐらいと私らは承知してるんですけど、間違いないですか。

吉成文化創造室長

今の山田委員からの御質問につきましては、とくしま記念オーケストラ以外の洋楽とか、そうしたものの支援若しくはいわゆるコンサートの開催に要した経費という形であるかと思いますが、平成23年度以降、総額で県文化振興財団からの補助とか助成とか、また主催事業など含めまして、約8,000万円程度の助成などが行われているところでございます。

山田委員

約8,000万円程度。一方で、とくしま記念オーケストラには、さっき言ったような事業費が投入されてるという状況ですね。これで文化行政が偏ってないというふうに言えるんですか。県民から見たら、これ市町村や文化団体への応援、支援ですね。本来、基金を設けたんは、国民文化祭の成果を継承するというのが基金の出発点やったわけでしょう。そういうことから見たら、これは明らかに偏重しとんやないかと。そういう認識を持ちませんか。

板東県民環境部次長

文化行政についての御質問でございますけれども、委員からお話しのとおり、これまで2度の国民文化祭を通じまして、いろんなモチーフを中心に次世代育成、あるいは文化の発信等を推し進めてまいったところがございます。

それで、県民文化祭の開催をはじめ様々な分野への取組、さらには、最近におきましてはオリンピック・パラリンピックの推進ということで本県の魅力を生かした取組、あるいは質の高い芸術ということで取り組んでまいったところがございます。

やっぱり、とくしま記念オーケストラ事業ということに関しましては、1回あたりの人数が多いということ、あるいは確かに近年回数を増やしてきたということがございまして、金額的には偏りがあるという御指摘もございますけれども、今後におきましては文化

行政全般の在り方を考える中で、様々な角度から検討してまいりたいと考えております。

山田委員

金額的には偏重があったというふうな答弁でした。板東次長もそう言った。これは明らかに、やっぱり文化行政、偏ってますよ。しかし、何でもこういう事態になったんかというところで、さっき山西委員からも質問が出た。やっぱり川岸氏との関係ということを知っていていかんといけないのですけれども。

その前に、今日、脱税容疑期間の調査結果しか発表されてません。平成28年度の文化予算は、前年度、ほぼ倍するけど平成28年度も出てません。全容の解明を県民が望んでるわけですから、少なくともこの場所に一切を公表すべきやないか。私自身は、やはり委員会予備日に、もう1日ありますから、こんな状況で県民の皆さんの疑念が払拭されたと、とても思わんで、これは最後に言います。

やはり、そういう面ではきちっと、この間の川岸氏に絡む全容を、この脱税期間だけではなく、平成28年度の倍になった部分も含めて公表すべきでないかと思いますが、いかがでしょうか。

吉成文化創造室長

山田委員からの御質問につきましては、この期間以外につきましても併せて公表すべきでないかというものでございます。

ただ今回、御協力いただきましたのは、いわゆる脱税容疑期間につきまして県内元請事業者の方からも御協力いただきまして、私どもとしても、企業自身はまだ活動もしているというところでございますので、いわゆる脱税容疑がかかった期間について御報告させていただいたところです。それ以外の期間につきましては、御報告するようなどころではないのかなというふうな形で考えております。

山田委員

脱税したからという問題から文化行政のゆがみ、県民はそこまで疑念を広げているんです。そうしたら当然、それは全部この委員会に出して、実は県議会の議論は当初、知事は説明することに後ろ向きでした。県民の声、そして県議会の議論ということが前進させてきたということもありますから、県議会の役割って非常に重要なんですね。そういうことと言えば、先ほど山西委員からも、全容を明らかにというふうな話も出ましたけれども、少なくとも、これらの資料はきちっと県民あるいは県議会の前に明らかにすると、当たり前のことやないですか。何でそれができんのんですか。今回の問題は、脱税問題だけやから、そういうふうに捉えているんですか。県民は、そう捉えてないですよ。そんなことで説明責任を果たしたとは、とても言えません。明確に答弁を下さい。

吉成文化創造室長

山田委員から、その他の期間も公表すべきでないかというか、出せないのかというお話でございますが、今回、脱税容疑期間につきまして、元請事業者にも御協力いただきまして、県の推計とも併せて、こうした数字が出てきたところでございます。

そのあたりにつきましては、既に事業も済んでおりまして、特に公表すべき時点の数字ではないというふうに考えております。

山田委員

答弁の繰り返しになっているけど、平成28年度は事業費が倍になっているんよ。平成28年度は出てない。これ吉成室長でなく、責任ある人が検討をしてくれませんか。この調査を少なくとも我々に。出さんと県民の皆さんは納得しない、脱税期間だけの問題と違う。川岸氏によってゆがめられたということが問題になっているわけで、その点も含めて答弁いただきたい。

それと、川岸氏が知事と旧知の仲で、こういうふうなことを進めてきたんじゃないかということで、川岸氏が政策参与の肩書を使って、とくしま記念オーケストラに自社が介入できる仕組みづくりを画策しとったんちがうかと、結果としてそういうふうに私は思います。この点についてはどうですか。

吉成文化創造室長

アンサンブル・セシリアの川岸氏につきましては、第1回の国民文化祭の際に、東京交響楽団と徳島交響楽団のコラボレーションでありますとか、また、徳島ジュニアオーケストラの立ち上げに御協力いただいたということで、政策参与に御就任いただいたというふうに考えております。

その後の業務につきましては、それぞれ元請事業者からの委託により行われていたというふうに考えておりますが、その後につきましては、私ども何とも申し上げることはできません。

山田委員

何とも申し上げられませんか、これで説明責任を果たしてますか。県民の疑念は、ここにあるんですよ。これも知事に聞かんといかんのやけれども、知事が、我が会派の上村議員が質問したことに対して、川岸氏については任命責任はあると、最終的には自分にあると。あるということは、説明責任を果たすということにもつながってきて、しかし、その際に川岸氏との旧知の仲ということは全く語られなかった。かえって不信感が増幅していると、こういう指摘もあるわけです。

アンサンブル・セシリアの川岸氏が中心になって、やはりこういうふうな政策参与という肩書を使って、この自社が介入できる仕組みをつくっとんちゃうでといふふうに思うんは、多くの県民の皆さん、そう思ってるわけです。それについて明確な説明をしていただけますか。

板東県民環境部次長

音楽事業の年度ごとの推移といいますか、増えた経緯といいますか、そうした御質問だろうと思います。

我々といたしましては、文化行政を進める中で音楽事業についても特色ある取組ということで、近年進めてまいったところでございます。

それで、せっかく国民文化祭を契機に設立した、とくしま記念オーケストラというものがございますので、その効果を最大限に発揮させるために、それぞれのイベント等のベースの部分で活用するなど、様々な取組を加速してきたというところでございます。

その中で事業費も増えてきておるところでございまして、そういった流れの中で、結果的に平成28年度、どの程度いってるかというのもございますけれども、事業費が膨れる中で、下請、元請事業者のほうの、当然、契約額も膨れているというものでございます。

川岸氏の関与につきましては、我々としましては、政策参与の時代のいろいろな報道も出てるようでございますけれども、それ以後については承知していないところでございます。

山田委員

川岸氏については、その後は知らんというトンですね。県民の皆さん、それでそうすかというわけにはいきませんよ。しかし、これは板東次長や部長に聞くよりも、やっぱり知事に聞かんといかん。この委員会で知事から説明求めんといかん中身というふうに思います。これもまた後で言います。

それとの関係で1点だけ教えてほしいんですけども、川岸氏が、今回、脱税期間に、今、回数は言われたんですけども、1回あたり、どれだけ事業を受けとんですか。1回当たりの平均、回数と額です。

井川委員長

小休いたします。（15時08分）

井川委員長

再開いたします。（15時08分）

吉成文化創造室長

それぞれの額につきましては、今回お配りしました資料1－2の3枚目を見ていただけたらアンサンブル・セシリアへ支出した額の推計額というのが、左から4番目に記載をさせていただいております。

単純に、今ちょっと計算しました、アウトリーチ、合唱合奏指導が入っておりましたので、それを除きまして一演奏会ごとに、どれだけかということ割り戻しましたら、非常に小さいものもございます。80万6,000円というような演奏会もございますので、割り戻しましたら1,088万9,000円という形になっております。

山田委員

1回あたり1,088万9,000円。やはり、これは異常ですよ。さっきの市町村や文化団体の支援額と比べても、余りにも異常というふうに思います。

その点で、更に質問を進めていきたいと思うんですけども。先ほど樫本委員から、一括再下請の禁止というふうなことが出ました。

実はこれは今、株式会社Aとアンサンブル・セシリアの関係いうことで質問されたんで

すけれども、実は、今回の構図というのは、県があつて、県文化振興財団があつて、そして元請の株式会社Aがあつて、とくしま記念オーケストラと、このラインですね。

そこで今回、徳島県と県文化振興財団の委託契約書というのをもらってます。その第12条に、一括再委託等の禁止というのが明確にうたわれてます。明らかに県から県文化振興財団へ、1者随意契約という面もある。1者随意契約であっても、本来、相見積りも取らんといかんというふうなルールになつてと思うんです。これは極本委員を含めて公共事業では当たり前のことなんやけれども、1者随意契約といえども相見積りを取るという問題が一つ。

一括再委託等の禁止というのを、県と県文化振興財団との間で書かれています。明らかに再委託でしょう。県文化振興財団には委託、更に株式会社Aに再委託、一括再委託やないですか。第12条に違反しとるじゃないですか。その辺はどうですか。

吉成文化創造室長

今、山田委員のほうから御質問があつたのが、県と県文化振興財団の契約の中に一括再委託等の禁止という項目があるというお話かと思います。

県と県文化振興財団の委託契約におきましては、大きな部分として、演奏会の開催に当たる総合調整について県文化振興財団のほうが実施しているところでございまして、金額の多過というのは、もちろんあるかと思いますが、そういう大きなところをグリップして、県文化振興財団のほうで実施しておりますので、県文化振興財団から元請事業者へ委託した金額だけで判断できるものではないと考えておりまして、県文化振興財団のほうで演奏会から総合調整も行っております。また、その他、会場の手配でありますとか、その他の業務を県文化振興財団のほうで行っておりますので、すべて一括下請という形で元請事業者のほうに支出したものでございませぬし、非常に主要なところは県文化振興財団のほうでグリップしてやってたということでございます。

山田委員

今の説明は分かりません。明確に第12条に一括再委託は禁止やと。禁止できない、禁止されない場合も書かれています。今回の、とくしま記念オーケストラの問題が、それから外れるのかなと思うんですけれど、今の説明では全く分からない。いわゆる県文化振興財団への委託、そして、株式会社Aへの再委託、このラインは間違いはないんですか。もう1回答えてください。

それと1者随意契約。県と県文化振興財団、1者随意契約を結んでますけれども相見積りは取っているのかという点はどうですか。

吉成文化創造室長

山田委員から一括再委託については、どうかというお話でございまして。

まず一括再委託につきましては、繰り返しになりますが、仕様書の中で、業務にあります演奏会に係る総合調整という業務をうたっておりますが、その業務につきましては、県文化振興財団のほうで実施しておりますので、一括再委託には当たらないと考えております。

また、県から県文化振興財団への委託という形でございますが、県文化振興財団につきましては、舞台芸術等に係るノウハウを有する団体として、これまでの実績もありますし、そうしたことから県から県文化振興財団に随意契約を行っているものでございます。特に、ここに相見積り等を取ったようなことはございません。

山田委員

1者随意契約そのものですよね。それで、いろいろ理由をとっているけど、一括再委託も禁止なんで抵触しますよ。そのことは指摘しておきます。この決め方もルールがおかしいというふうに思います。

県、県文化振興財団、株式会社A、そして川岸氏と、このラインがかちっとできているんだから、県が知りませんやという答弁をずっとしようけど、県民の皆さん、そんなこととても納得できへんと思います。

次に基金の問題についても、聞いときたいと思います。

2015年度の知事4期目の当初、文化立県とくしま推進基金造成費補助というのが、今までありました。それがこの補助金に加えて、文化立県とくしま推進会議という事業費補助ですね。基金造成費補助の上に事業費補助をつくってというふうな仕組みにしました。なぜ、こんなことをしたんですかという点と、この当時、これを委員会に報告しましたか。議会に報告しましたか。

板東県民環境部次長

文化立県とくしま推進基金の交付要綱の改正の件でございます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けました文化振興の機運の高まりを見据えまして、本県といたしましても、この機会を逃すことのないように本県の強みを生かした取組、あるいは新たな芸術文化を創造する取組を積極的に展開していくことが重要と考えておりました。

そこで、この取組においては、幅広い分野の方々から御意見を頂きながら推進する、文化立県とくしま推進基金において、より効果的な事業展開する必要があるということから、これまでの基金造成費、補助金に加えまして事業費補助金も受け入れることができるように補助金を改正したところでございます。

委員会に報告のお話がありましたけれども、この交付要綱の改正に当たりましては、県の他の要綱と同様の手続に基づきまして、当該、部局及び関係部局の決裁を経て適正に行われているところでございます。

山田委員

つまり、これは議会に報告がなかったんですよ。私もいろいろ調べてみました。これだけ重大な変更ですね。文化立県とくしま推進基金の中で、事業費補助と基金取崩しの2本立てにすると。知事がこの基金については、当初ものすごい熱い思いを語ったというのは、我々議会にも報告がありました。だけど、議会の議事録読んだら、知事の肝入りの事業、文化立県推進会議と基金を文化振興のためだということでやってきたということに批判の声も一部出たようです。

何で、これは議会のほうには報告しなかったんですか。当然、この重要な中身の変更は、報告すべきでしょう。この事業費の補助は、結局お金が足らんようになったから事業費補助で補填すると、こういう仕組みでないですか。

板東県民環境部次長

交付要綱の改正につきましては、県の他の要綱改正と同様の手続を適正に行ったところでございます。交付要綱に基づきましてやっておりますので、議会の報告はしておらないところでございます。

山田委員

重要な変更を報告してないんですよ。これは、いわゆる今回の、とくしま記念オーケストラの原資部に当たるところです。2本立てにしたと。議会には全く報告をしてない、県庁の中だけで処理されているという問題ですね。それが明らかになりました。この決め方もおかしいです。本来は当然、議会にこういうことで、こういうふうにしますということだと思います。

さらに、基金の問題で聞いていきますけれども、実は本会議等々の、嘉見議員の質問や上村議員の質問に対しての原資は、宝くじの収益金というふうに言われていました。そうかなあと、宝くじの収益金は、公金やけれども税金ではないというふうに思われがちなんですけども。

しかし、さきの経営戦略部の委員会の中で、財政課長が、宝くじの収益金を原資の一部にした徳島県二十一世紀創造基金というところから出ていますよという、非常に重要な、重大な発言をされました。何で宝くじの原資と、これ答弁しとんですよ。違うやないかと。諸収入、繰入れ、査定簿を見たらと、そこまでのことを議論しました。もう詳しく言いません。繰入れになっているんです。

つまり、繰入れというのは、特別会計とか、基金とかいうくくりですよ。だから聞いていったら、ついに二十一世紀創造基金から、つまり、条例のある正規の基金から条例のない任意団体の基金への移転ということが行われたわけですけども、これについては明確に説明してください。何でこんな不透明なことをしていったんやということについて、答弁を求めます。

板東県民環境部次長

まず、交付要綱の改正の件でございます。

当然、条例につきましては、議会の議決を図る必要があります。それと、それに基づく規則等に関しましても、県報等の告示という手続を取る必要がございます。

ただ、内規に近いもの、あるいは交付要綱等につきましては、決裁等の手続に基づきまして、内部で処理をしているというような実態になっているところでございます。

それと今、お尋ねの二十一世紀創造基金の話でございますけれども、まず文化立県とくしま推進会議に対しまして基金造成費、補助金ということで、この前、経営戦略部のほうからお答えがあったと思いますけれども、二十一世紀創造基金のほうから原資として繰入れという形をとっているということでございます。

ただ、宝くじの原資につきましては、一旦、二十一世紀創造基金に造成する形で、そこで様々な事業に財政課のほうで査定を通じて配分するという形を取っております。我々としては、宝くじの原資をこの文化活動に充てるという主旨のもとで予算要求をしております、その流れの中で財政課としてそういう手続をとったものと考えております。

山田委員

財政課がそういうルールをつくったんやといいますけれども、さっき言ったように、二十一世紀創造基金があって、これは正規の条例に基づいた基金ですが、それを取り崩して事業費に充てたらいいのではないかということになるんですけども、何でわざわざそれを任意団体のこの基金、文化立県とくしま推進基金に落として、する必要があるんかと。

いわゆる任意団体の現在問題になっている基金は、存在意義がないやないかと。12月議会で報告しますよと言うんやなくて、こんな基金そのものをなくさんといかんと思いますよ。ルールに基づかん任意団体の基金なんですから。正規の二十一世紀創造基金できちっと議論をしたらいいじゃないですか。そして事業費取り崩すんやったら取り崩すというふうにしていったらいいやないですか。はるかに分かりやすい。何でこんな分かりにくいような不透明なことをするんやと。結局、事業費についての様々な問題点を議会も含めて分からんようにするためということしか考えられん。取崩しの基金の上に、また事業費が増えたから、造成費も、事業費も、事業費補助金もつくと。おかしいやないかというふうに思いますけども、この点どうですか。

板東県民環境部次長

文化立県とくしま推進会議の基金のお尋ねでございます。

繰り返しになりますけども、この文化立県とくしま推進会議、あるいは基金というものは、まず1回目の国民文化祭を契機にということで、その盛り上がった文化振興を引き続き実施するための、いわゆる推進エンジンということで基金を造成したところでございます。

それで、条例設置に基づかないという御指摘でございますが、この事業主体の中で、まずは行政から一步引く形で民間の意見を柔軟な発想で企画に取り入れる、あるいは効率的な実施ができるということ。そのためには、複数年における事業計画が実施になる、例えば、何かする、コンサート等につきましても、長期的な視野で望む場合もございますので、一般会計予算でありますと債務負担の手続とか、様々な手続が必要になってまいります。

それと、演出が一つ変わりますと、事業費自体が大きく変動するということも考えられますので、一步引いた行政主体じゃなくて民間のノウハウを、あるいは御意見を生かす形で文化立県とくしま推進会議というものをつくって、事業推進をしてきたわけでございます。

それで、存在意義、基金も不要じゃないかということもございますけれども、我々としては、そういうふうな推進体制の中で、効果的にこれまで事業を実施してきたものと考えております。

山田委員

効果的にやってきたよと。しかし、どっから見ても効果的にやったとは言えないと思います。この問題でも、さっき複数年度と。実は、ここが鍵なんですね。実は、この複数年度というところが一つのみそで、しかし今、苦しい説明をしました。文化行政で複数年度、公共事業だったら分かりますよという点があります。そういう問題点は指摘しておきます。

今は、財政のゆがみの問題をいろいろ聞いてきたんですけども、同時に人の問題についても聞いておきたいと思います。

職務に専念する義務の免除について、文化立県とくしま推進会議というのは、事務局を県民環境部のとくしま文化振興課に置いて、とくしま文化振興課の職員が日常的に業務を行っています。

そこで、まず現在のとくしま文化振興課での、職務専念義務の免除の人数と、過去5年間の人数を報告ください。

板東県民環境部次長

文化立県とくしま推進会議に対します、職務専念義務の免除の職員の推移でございます。今年度につきましては15名、平成28年度が13名、平成27年度が12名、平成26年度が9名、平成25年度が8名ということになっております。

山田委員

8名から15名。15名ということは、ほぼ、とくしま文化振興課が丸ごと職務専念義務の免除の対象になっているというふうに思って間違いはないんですか。これは余りにも異常やないかと思うんですけれども、県庁の中で一課が丸ごと職務専念義務の免除という課は、恐らくここしかない。職務専念義務の免除を受けているところは、百幾つあります。本務はどうしよんやという問題もあるんですけれども、一課丸ごと職務専念義務の免除。

その点については、これ異常じゃないですか。職務専念義務の免除が、当初からぐっと増えてきている。これはどうですか。

板東県民環境部次長

文化立県とくしま推進会議に対します、職務専念義務の免除の状況でございます。

文化立県とくしま推進会議の事業の中での職務専念義務の免除の状況でございますけれども、主には、文化立県担当の3名ということでございますけれども、事業の支払、主には、我々の職務の範囲でできる範囲というものが、例えばイベントの開催のスタッフですとか、関係団体等の調整等につきましては、通常業務の中でも可能ですけれども、団体に関します決算あるいは契約、財務処理等につきましては、職務専念義務の免除を取る関係がございます。

そういう中で、我々としましては、その3名の事業執行のほかに、出納処理とかそういう部分については、県の会計規則等に準じて行う必要がありますので、多重チェックを掛ける意味でも、幅広い人間に職務専念義務の免除を掛けているという状況でございます。

山田委員

つまり、補助金を申請する側と、交付決定する側が同一なんですね。これは、やっぱりおかしいですよ。実は、これを承認しているのは誰か、部長なんです。部長にちょっと聞いたときたいんやけど、本来、職務専念義務の免除というのは自らが手を挙げてということだけど、どうも職務専念義務の免除に当たっているということを認識していないような職員もいるみたいなんです。部長が、承認しているということですけども、部長は、これについて次長から話がありましたけれども、これは異常でないですか。一課丸ごと職務専念義務の免除で、承認されている。その説明責任を果たしてください。

田尾県民環境部長

職務専念義務の免除についてのお尋ねでございますが、職務専念義務を必要に応じて免除して、例えば今のケースですと、文化立県とくしま推進会議の準備に当たらせると、そういう仕組みになっておりますので、制度といたしまして、そういう職務専念義務の免除をいたしまして、とくしま文化振興課の場合だと、文化立県とくしま推進会議の業務をするということにつきましては、適法にされておると考えております。

山田委員

だから、文化立県とくしま推進会議と基金とを、やっぱり分けんといけないんですよ。私、結論はそうやと思いますよ。

そこで、もう1回、部長にも聞いておきたいんですけど、議会に報告されない基金などの金の流れの不透明さ、一課丸ごと職務専念義務の免除という異常さ、更に契約問題についても、今、意見を交わしてきました。そういうことを見ていったら、今回の、とくしま記念オーケストラの背景に何があるか。これは、県の構造的な体質に問題があるんじゃないかと、私は思いますけれども、この点を部長はどういうふうに認識されてますか。

田尾県民環境部長

今、山田委員のおっしゃる、その構造的という部分については、ちょっと私は、十分に理解できないところでございますが、文化立県の旗の下に、これは繰り返しになりますけれども、あわ文化4大モチーフをベースにしながら、国民文化祭を一つの契機としておりますから、4大モチーフを県の内外に力強く発信していく。

それと、新たに一流のプロの演奏家の音楽を、県内の多くの皆様に堪能していただく、そういう目的の下にやっておるところでございますので、今後とも、引き続き適切な処理に努めていきたいというふうに考えております。

山田委員

今日、議論する中で、特に川岸氏の任命責任と、当然、任命責任は認めたんやけれども、説明責任はとても認めとうという状況やない。最終的には、今日、板東次長や吉成室長に聞きましたけれども、職員の皆さんの問題というよりも、やっぱり知事自身がきちんと県民の疑念に答える。一番初めの冒頭にも言いましたけれど、そういうことが必要だというふうに思うんですね。

特に、県民の皆さんの中でも、演奏会経費、積算根拠、川岸氏への公金の流れ、今日も説明いただいたけれども、客観性、透明性がある説明にはなっていないと。文化立県とくしま推進基金の造成、二十一世紀創造基金からの移替えがあるのに、そういう実態があるのに、基金として、この文化立県とくしま推進基金は、存在理由が完全に破綻している。

さらに、その原資は宝くじ収益金であると、厳密にいうたら、これ偽りの答弁ですよ。基金ですから、厳密に言えばですよ。だから、そういう面もある。

知事は川岸氏の任命責任を認めたけれども、川岸氏の重用した、知事の力が働いたんではないかという県民の疑念に対しては、本会議では全く説明していません。そういうことから、るる、そういう面言えば、知事自身がこの問題について、きちっとこの委員会に説明をするということが必要になってくると思うんです。

委員長、そういう意味で、委員会予備日に総務委員会に知事呼んで、今日も中途半端な説明で、さっき山西委員からも言われて、知事に調査をしてもらおうという先頭に立ってもらわんといかんわけですけども、そういうふうな手続を取るべきやないかと。県議会の役割やと。知事の説明責任とともに、県議会が県民の皆さんに背負った仕事というふうに思うんで、是非とも、それを取り計らっていただきたらということを申し上げて、私の質問を終わります。

井川委員長

小休いたします。（15時34分）

井川委員長

再開いたします。（15時43分）

山田委員から委員会予備日に県民環境部関係の委員会を開会し、委員会への知事の出席を要請願いたいとの申出がありました。

本件はいかがいたしましょうか。

（「必要なし」と言う者あり）

（「理由を言うて」と言う者あり）

樫本委員

これだけ理事者が真摯に、現時点で分かっていることを全ておっしゃっていただけたと思っているので・・・

（「私、まだ質問があるんやけど」と言う者あり）

（「そうやな、質問が済んでからにしたら」と言う者あり）

（「まだ、庄野委員が多分、この続きをやると思う」と言う者あり）

井川委員長

この件で質問されますか、分かりました。訂正いたします。

庄野委員

私も、このアンサンブル・セシリアの関係で質問します。

今日、配られた資料を見て、元請事業者に払われた額のうち、アンサンブル・セシリアに支払われた金額の多さにびっくりしました。

アンサンブル・セシリアに払われた内訳額が書いてあります。そしたら、アンサンブル・セシリアに払われた額の、例えば、徳島ヴォルティスの J 1 ホーム開幕戦イベントとこのを一つとってみますと、元請事業者に3,274万円を払われてますね。そして、アンサンブル・セシリアに2,290万円を払われてます。このうち、演奏料、楽器運搬費、旅費、その他もあるんですけども、これはきちんと、いわば見積りがあって、その決算が上がるようにと委託契約書に書いているんで、上がっと思うんです。アンサンブル・セシリアは2,290万円受け取って、受け取ったうち、きちんと支払いしたら、そんなに川岸氏のところには残らと思うんです。川岸氏自身が、徳島ヴォルティス J 1 ホーム開幕戦イベントに関わって得た収入というのは、幾らぐらいなんですか。報酬はあるんですか。

経費内訳にのっとって支払をしたら、そんなに川岸氏に脱税で1億3,000万円もあげられるような額が残るはずがないですよ。どこから。ということは、1回ごとの川岸氏へ支払われた額が、例え何百万円でもこの中に含まれとるのかどうか。お礼料、それから謝金みたいな形、報酬費みたいなんで払われとるんがあるのかどうか。

もし、ほんなんがないんだったら、どっかでピンハネしているんよ。例えば、ある資料は、旅費が一人当たり6万円プラス宿泊料が1万900円という形にしとるというふうな指摘もあるんだけど、きちんと支払っていたら、川岸氏自身に残らない。ある程度、ピンハネしてつくらなかつたら残らん。それはどういう形になつとんですか。川岸氏にはどれだけ入つとんですか。きちんとしたお金で支払われとんは、幾らですか。

吉成文化創造室長

今、徳島ヴォルティス J 1 ホーム開幕戦イベントの件を例にとってということでお話いただきました。

それぞれ見積額を頂きまして、その旨でアンサンブル・セシリアに支払をしております。今回、3年間で1億3,000万円の利益が出たということで新聞報道が出ておりますが、帳簿もなかったということでございまして、どこがどういうふうな形に利益の確定がされたのかというのは、今、私ども十分、分からないところではあります。

庄野委員

ただ、私もある市で、株式会社Aが県文化振興財団に提出した、見積り内容というのを、ちょっと見させてもらいました。これが今、私が申し上げたサッカーの関係なんですけれども、報酬費というんが支払われておって、演出家に250万円、インスペクターというのに25万900円、ディレクターに3万1,500円、司会者に3万1,500円とあるんですけど、この中に、この川岸氏に支払ったというんは、あるんですか。

そもそも、このインスペクターの25万900円というんは、どういう種類のお金で、ディレクターとか兼ねとんではないんですか。よく分からんのですけど、どういう種類の方なんですか。

吉成文化創造室長

楽団の中には、いろんな役割を持った方がいらっしゃるしまして、インスペクターと申しますのは、いわゆるリハーサルを取り仕切るような楽団員の方の代表みたいな形の方でございます。

当日のリハーサルの順番を指揮者の方と確定したり、翌日のリハーサルについて指揮者の方と調整をしたりということで、そういった役割を持たれた方が、インスペクターという形で楽団の中にいらっしゃいます。そうした方への謝金という形でお支払いされたものです。

庄野委員

演出家、インスペクター、ディレクターの名前は言えますか。

吉成文化創造室長

すみません。今、演出家とか、ディレクターのお話もございましたが、この名前については私ども承知しておりません。インスペクターも含めて承知しておりません。

庄野委員

そうしたらね、この資料を出してください。これを見たら、この3月8日の演奏会の見積額の合計が3,274万7,000円なんですよ。今日、資料で出てきた、元請事業者に支払った実績というんも3,274万7,000円で、ピッタリなんですね。その後の表に、アンサンブル・セシリアに払ったお金が2,290万円で、あと732万円、218万円、645万円と、みんな、ここに載っています。合うんですけれども、その他の694万8,000円という、その内訳を、また後ほどで結構ですので、出してください。

それと、今日の委託契約書の中を見てみたら、県文化振興財団に委託業務完了報告書を提出しないといかんのですよ。県文化振興財団は委託業務完了報告書の提出を受けたら、直ちに株式会社Aの係員の立会いの上で、検査しなければならなくなっとなですよ。見積りと事業費が一緒ということは、見積りをそのまま事業に計上しとんだらうと思うんですけれども、それも荒っぽいし、それから、その委託業務完了報告書がきたときに、どんな形で支払われていったかというのを吟味しないといかんのですよ。

この委託業務完了報告書というのを、全部要りませんので、大きな事業だけでいいです。平成25年度は、徳島ヴォルティスのイベントだけでいいです。平成26年度は、第3回定期演奏会、これが一番大きいですね。平成27年度は、ベートーヴェン「第九」演奏会、これが一番大きい事業ですから、この分の上がってきた見積書と、委託業務完了報告書、これを提出してください。

そうしないと、川岸氏が、どこでそんだけのお金をもうけたかが、私は分からん。多分、1事業ごとに、例えば100万円もらってたとしても、これは、そんな額にはなりません。その他の中に何が含まれているか、出とらんので分からんのですけれども、その他の中に、この含まれとるんがあったら、株式会社Aからアンサンブル・セシリアに支払われた、この2,290万円の内訳が全部分かるんですけれども。全体的には、これは見積分というので、ある市の報告書に全部3,274万7,000円で載っていますけれども、このうちのどれ

が、その他に含まれとるかというのを、ちょっと吟味せないかんと思うんですよ。

それを見て、川岸氏に、実際に報酬が支払われとるんだったら、それは足したら幾らか分かるはずですし、支払われてないんだったら、どっかで抜いとんですよ。抜かれるということは、見積りが甘いということだと思いますよ。

これが分かったら、国税庁がいろんなところから税の申告があって、いろいろ見てきよったら、多分、アンサンブル・セシリアから支払われて、そういう領収書を付けたのがいろいろ出てきて、このアンサンブル・セシリアというんは何な、ということになったんじゃないかと。そういうふうなことをしたら、税の申告もしないといかんようになる。一遍ちゃんと調べてとなったら、こういうふうな形で出てきたと思うんです。

どこで、どんな形で、この人が、委託されたお金を抜いたんかということ、ちゃんと分からなあかん。抜いたんだったら裁判というか、損しているのを返してもらわないといかん。抜かなかったら、こんだけのお金が脱税できるはずがない。報酬だけだったら。

これが僕の単純な疑問です。いろいろ聞きたいことがあるんですけども、この今の資料を出してくださいね。

吉成文化創造室長

今の資料を提出ということは、見積書でございますけど、見積書につきましては企業のノウハウに係るところでございますので、全て、その中を出すということは、非常に難しいかなと思っております。今回も大きなところで、区分けして出させていただいたところでございます。

業務完了の承認書につきましては、提出することができるかと思います。ただ、業務完了につきましては、委託事業でございますので、いわゆる事業の報告書的なところでございます。当時の実施状況の写真でありますとか、そうしたものが業務完了の報告書に出てるといったものでございます。そうしたものでよろしければ、提出させていただけたらというふうに考えております。

庄野委員

そんなものでは、あかんのです。見積書だって出せんと言ったけど、これは、どっから仕入れたんだろう。私はよく分からんけれども、株式会社Aが県文化振興財団に提出した見積内容というのが、ある記事に載っています。これは多分、見たことはあるんだと思いますけど、見積書が出せんというのは、私はちょっと納得できませんね。

どんな見積書が上がって、それが実際に、どんな形で支払われていったのか。支払われていった総計が業務完了の報告書で、どんな形で上がってきたのか。ただ、こんなこととして何人来ましたというのが報告書と違うでしょう。やっぱり、公金を請け負うとんやから、それがどういう形で、幾らここに使いましたというのがなかったらおかしいし、それを、ちゃんと吟味してと書いてある。吟味した結果、正当でしたとしたんだったら、その吟味した人が、言うたら、だまされていたということになるんですよ。そんだけ抜かれているんだから。だってそれしか、このとき報酬は9万円しかもらってないんだし。

田尾部長、この件は書類として出してください。そんなに難しいことを言っていないと僕は思う。

この大きな三つの年度の事業の、出てきた見積書と決算の部分、そうしないと、例えば先ほども言いましたけど、旅費と宿泊費の問題も、これ一人当たり 7 万 900 円の交通費と宿泊費が払われとるような見積内容になっとります。これを、例えば旅行会社で、今だったら東京から徳島の往復の航空運賃と宿泊セットで、3 万円か 4 万円ぐらいあったらいいようなのが、いっぱいあります。だから、そういうふうなのを、ひょっとしたら川岸氏が県にいっぱい要求して、これでいってくださいねと言った可能性もある。後の分は全部、自分でした可能性もある。これは可能性なので分からんですけど、そこらをちゃんと調べないかんの違うでと言っているんです。

板東県民環境部次長

庄野委員からお求めの見積書については、再度、検討させていただきたいと思いますが、委託業務完了承認書等、可能な部分については、また後日、対応させていただきたいと思います。

それと、先ほど来、経費の積算の話がございます。

我々としては、この事業実施に対して現時点では、それなりの積算に基づいて適切に元請事業者との間では、積み上げによる価格ということで感じております。ただ、そこから先の請負者の企業努力という部分もあろうかと思えます。

それで、その実態の流れた金額の中で、幾ら収益率を上げているかというのは、正しく企業努力の範ちゅうに入ってくるものと考えられるところもありますので、その多寡の部分については、今後 7 月に実施いたします、今回直営でやろうとしていますので、その部分との原価等の推計の部分になろうかと思うんですけども、それにつきましては、今後しっかりと我々としても検証して、事業費の算定等の記述のデータとさせていただきたいと思えます。

庄野委員

資料を出してくださいね。出してくれると言っていたので出していただいて、先ほど山田委員のほうからも、予備日を通じてというのもあったけども、やっぱり、もうちょっと、1 日予備日を使って議論したほうがいいんじゃないですか。その資料も出てきたらと私は思います。

それと、全然変わって、環境に関してをちょっと言います。

水素の関係で、京都府のほうで、食品の残さ、廃棄物みたいなものを使って、それを水素熟成菌みたいなのを開発して、食品残さみたいな中にその菌を混ぜといたら、水素が発生すると言って、その水素を取り出して、例えば水素の車を動かせたりしようというふうなことがあったりします。このことを、徳島県は水素のことをいっぱい言ってるんで、研究したらどうですか。

岡島自然エネルギー推進室長

ただいま庄野委員から、水素生成菌ということの御質問かと思えます。

水素につきましては、実は地球上におきましては、ほとんど単体という形が実は存在してございまして、様々な原子と結合してという形になっています。例えば、水なんかも

H₂Oという形になっています。

それで、これまで産業利用ということで、天然ガスとかメタノールから従来、改質をいたしまして水素を取り出すとか、あるいは苛性ソーダを生成する際に出てきます副生水素なんかを、産業利用という形で活用しているところがございます。本県におきましても、議会の皆様に御理解いただきまして、県庁にもSHSと言いまして、自然エネルギー由来の水素ステーションということで、自然エネルギーで電気を発生させて水の電気分解で水素を発生すると、そういった形で水素を取り出しているというふうな形でございます。

お問合せの水素生成菌ということでございますけども、私も詳細は余り存じ上げませんけども、例えば土壌とかシロアリの中に嫌気性細菌とか、バクテリアの中に酵母性細菌とか、そういったいわゆる有機物を何らかの形で細菌が分解をすることで水素が出てくるといったような菌を、総称してのものでないかなと認識してございます。そういった形で、私もまだまだ勉強不足でございますので、どの程度の採算性といいましようか、コストといいましようか、それがかかるのかというのは、我々もまだまだ承知していないところでございます。

いろいろな水素を取り出す取組と併せまして、いろんな水素の活用ということも今後、考えてまいりたいと考えてございますので、いろいろ情報についてはアンテナを高く張りまして、委員おっしゃるような部分についても、研究すべきところは研究してまいりたいと考えてございます。

庄野委員

水素の拠点を300か所新設するというようなことで、これからかなり水素の、今までは電気自動車に対しては実施が遅れとるというようなことで、国とか、あとJXTGというんですかね、いろんな意味でトヨタとか、JXTGのほか、東京ガスとか、岩谷産業、出光興産、ホンダなどが多く出資をして、かなり増やしていこうというふうなこともありますんで、県のほうも太陽光を利用して水素をつくって備えているというのもあります。

非常に頑張っしてほしいと思うんですけども、そういう食品の残さみたいなので生成できるんだったら、非常にそれも大きな力になるというふうに思っ、ちょっと質問しました。

それと後、港のほうから、海外からのヒアリというのが尼崎とかのほうに入ってきてるということで、報道とかを見たら、非常に危ない危険なアリでございまして、県のほうも少し調査しとるみたいなんですけれども、ヒアリの現状を教えてください。

河崎環境首都課長

ヒアリについて御質問を頂きました。

ヒアリは南米原産の毒アリでございまして、地球温暖化とか、人の移動、それに伴いまして、現在は北米、熱帯アジア、オーストラリア等に侵入定着をしております。また先般、アカカミアリ、これも確認されておりますけれども、これも南米原産ということで、現在、北米とか、オーストラリア等に侵入定着をしております。国内では硫黄島に定着していると聞いております。

物流等、こういったものに乗っかりまして国内に侵入してきますと、これがまた定着す

る危険性もあるということで、港湾施設でありますとか、現在、神戸でも確認されておりますので、陸路での移動、こういったことも警戒をいたしまして、公共施設等の管理者とも情報共有を図りまして、現在は警戒を続けているところでございます。

庄野委員

アリなんかですね、アルゼンチンアリとか、いろんな外来種がすぐコンテナ船とかで入ってきて定着をして、従来の日本本来の動植物を駆逐していったって増えてるという事例もたくさんあります。ヒアリにかまれたら、アナフィラキシーショックで死亡したりする例もあると聞いてますので、入ってこないように、ずっと見やるわけにはいかんのやけど、特に県民からの通報とか、そういう情報をきちんと把握して、絶対に侵入させない、広がらせないというふうな、今までにも増した取組をお願いしたいというふうに思います。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、先ほど山田委員から委員会予備日に県民環境部関係の委員会を開会し、委員会へ知事への出席を要請したいとの申出がありました。

本件はいかがいたしましょうか。

（「賛成」と言う者あり）

庄野委員

さっき資料をお願いしたんですけど、見積額とこの実績というのが、全く同じというのは、あり得るんかというように思うんです。その確認と、あと、委託業務完了報告書が実際にどのぐらいの報告書が上がってきて、これを立会いのもとで、検査しないといかんとなってるんですよ。この上がってきた資料を、もう1回予備日に委員会で、もんだらどうかと。別に知事に来てもらわなくても、ここで今までどおり、集まったらいいと思うんです。

樫本委員

まだ、9月、12月議会があるので、今の庄野委員の要求された資料を基に、またそのときにでも改めてやったらいいことで、そのうちに、また何か出てくるかも分からんし、併せてやったらどうですか。だから、現時点でする必要はないと思います。

川端委員

今日も十分、議論は進んでると思うんですね。さっきおっしゃったように、まだまだ不明瞭なこともありますよね。十分また資料をそろえて、9月議会にもう1回やったらいいと思います。

（「遅くないですか」と言う者あり）

何か遅くなって、具合が悪いことがありますか。例えば証拠隠滅とか、そういうふうな問題ではないのでね。

山田委員

いえいえ、それは、もともとの出発点が何でこんなになったのかということで見たら、知事と旧知の間柄やでというんが新聞報道もずっとされてるわけです。

だから、それは幾ら田尾部長に聞いても、ほかの人に聞いても、ほら分かんことなんで、知事自身がやっぱり説明する責任があると思うんですね。今まで嘉見議員や上村議員の質問に対しても、語っていない。

だから、そういうことで言ったら、そこをまず、どんと座って解明するんが県議会の役割になるん違うかと。これもう自民党や共産党や関係なしに、やっぱり来てもらって、それで、さっきいろんな資料要求もしよったけれども、ここの部署でできんかって、知事のほう明らかにしましょうと、さっきも文化行政についても、説明責任についても、知事が明確に言うとなよ、開会以降ね。

だから、知事に責任を持ってもらったら、ほとんどの調査等々は、やろうということになるわけだから、そういうことで言うたら、知事呼んで、やっぱり最高責任者なんで、その辺の経過も含めて聞いたらどうかというのが中身です。

庄野委員

さっきの資料って、いつぐらい分かりますか。ほんなずっとかかるんですか。

県文化振興財団が持っている資料、見積書。1か月もかかるんだったら、9月議会にしないといけない。

（「持っとるわよ」と言う者あり）

井川委員長

それでは意見が分かれましたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

委員会予備日に、県民環境部関係の委員会を開会し、徳島県議会委員会条例第19条の第1項の規定に基づき、知事の委員会への出席を求めることに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本件は否決されました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、私から一言、とくしま記念オーケストラ事業につきまして、申し述べさせていただきます。

この事業につきましては、6月12日の事前委員会、先週金曜日の経営戦略部の審査、そして、本日の県民環境部の審査において、各委員から多くの質疑があり、基金や県文化振興財団を利用した、複雑な構図と不明朗な金の流れ、数年で10倍以上に拡大した事業費の異質さ、また、県外から音楽家を寄せ集めて演奏会を行うより県内の人材を育てるべきではないかなど、事業の妥当性、有効性等について審議が行われました。

そして、本日、資料が提出され、これまで各委員が求めていた要望や疑問点について説明がなされ、事業の実施方法について改善策も示されたところであります。また、事業者への支払額等については、先ほどの質疑において概要が分かったところであります。

しかし、理事者においては、当事業の不透明さが、県民の皆さんの不信を招いたということ肝に銘じ、猛省していただきたいと思います。

そして、今後、実施される7月と来年2月の事業については、県民も注視しております。もちろん、我々、委員会としても、しっかりとチェックしていきたいと考えております。

そのため、7月の事業の結果については、検証の上、遅滞なく、9月定例会で報告し、基金事業の在り方、見直し方策についても、12月定例会に遅れることなく報告するよう、委員長として求めます。

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま、審査いたしました県民環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、県民環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で、県民環境部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、8月7日から9日までの3日間の日程で、地方創生や水素社会の実現に向けた取組等を調査するため、新潟県及び東京都の関係自治体等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。（16時12分）